

# 占領と憲法—カリブ海諸国とフィリピン(2)

北 原 仁

はじめに

- 第1章 キューバの占領と憲法
  - 1 米西戦争とキューバ憲法
  - 2 「レナード・ウッド憲法」と独立戦争
  - 3 司法改革と1901年憲法
  - 4 政教分離とキューバ社会
  - 5 1901年憲法
- 第2章 プエルトリコ
  - 1 プエルトリコの占領
  - 2 1917年の組織法
  - 3 ジョーンズ法と「権利章典」
  - 4 プエルトリコの法的地位と憲法制定問題
  - 5 新憲法の制定とその特質
  - 6 1952年憲法と「権利章典」
- 第3章 フィリピン
  - 1 マロロス憲法（以上前号）
  - 2 独立戦争と憲法構想
  - 3 マビーニの主権論
  - 4 アメリカのフィリピン征服
  - 5 軍政下の司法改革
  - 6 フィリピン委員会と恩惠的同化
  - 7 フィリピン組織法
  - 8 1935年憲法
- 第4章 日本占領とフィリピン憲法
  - 1 フィリピンの独立と日本
  - 2 日本の軍政と1943年憲法
  - 3 フィリピンにおける忠誠と叛逆（以上本号）

## 第3章 フィリピン

### 2 独立戦争と憲法構想

ホセ・リサル（José Rizal y Alonso）が「フィリピン同盟」を結成し、革命運動を開始したのは、米西戦争が始まる前であった。一方、リサルの影響を受け、「カティプナン（the Katipunan）」を組織していたアンドレス・ボニファシオ（Andrés Bonifacio）は、独自に独立運動を率いていた<sup>1</sup>。ボニファシ

オは、庶民の子であり、彼の思想は、その出自からしても、平等主義的傾向をもち、都市の労働者階級に訴えかけるものであった。しかし、かれの思想は、社会主義的な傾向ではなく、宗教的な色彩を色濃く帯びていた。ポニファシオによれば、革命は、「受難」の経験であった<sup>2</sup>。ポニファシオは、フィリピンの歴史を次のような歴史段階に分けて叙述する<sup>3</sup>。

- ① タガログ人同朋の統治時代には、人々は、完全に満ちたりて、至福の暮らしを営んでいた<sup>4</sup>。
- ② しかし、スペイン人がやってきて、さらによりよい生活を約束したので、タガログ人は、彼らの甘言に惑わされてスペインの統治を受け入れた。ただし、その時、スペイン人は、タガログ人の習慣に従って約束を守るという血盟を結ばされた。
- ③ その後、300年が過ぎたが、タガログ人は、その間スペイン人と最初に交わした血盟を遵守し、スペイン人のために尽くした。しかし、その見返りは裏切りだけであった。タガログ人が彼らに少しでもやさしい心遣いを求めると、流刑の仕打ちが返ってくるだけであった。
- ④ そこで、今ではタガログ人の生活は、不安と恐怖に満ちたものとなり、嘆きと悲しみに蔽われているのである。
- ⑤ したがって、心の目を開いて、「われわれが長い間求めてきた祖国の至福を勝ちとるのだという、心からの希望に燃えて、われわれの力を率先して善なるものに捧げよう」と論ずるのである。

このような一種の千年王国論は、抵抗運動を支えるだけでなく、「文化的ナショナリズム (Cultural Nationalism)」思想として普遍的に見られる現象であ

1 タガログ語で「人民の子らの最も尊敬すべき至高の協会」という団体の略称である。鈴木静夫『物語フィリピンの歴史』(中公新書, 1997年), 102頁および池端雪浦『フィリピン革命とカトリシズム』(頸草書房, 1987年) 100頁。

2 MILLER, Stuart Creighton, "Benevolent Assimilation": *The American Conquest of the Philippines, 1899-1903*, Yale University Press, New Haven, 1982, p. 33.

3 前掲・池端, 112~3頁。

4 ポニファシオは、タガログ語で語りかけたが、この場合は、タガログ人というのは、フィリピン諸島すべての住民を意味している。KRAMER, Paul A., *The Blood of Government: Race, Empire, the United States, and the Philippines*, The University of North Carolina Press, 2006, p. 78.

る。つまり、フィリピンにおいても、「移民の物語、建国神話、文化的な輝きをともなう黄金時代、内部の腐敗の時代そして再生の約束」という歴史意識が独立運動を支えたのである<sup>5</sup>。ただし、ボニファシオの歴史観においては、スペインの「移民」以前の社会が黄金時代として描かれ、スペイン人による植民地支配は受難の時代であり、独立運動が幸福な祖国を約束すると論じられる。この歴史観は、独立運動の理論的指導者ともいべきアポリナリオ・マビーニの思想にも見られる。しかし、「カティプナン」は、スペインに対して武装蜂起するが、蜂起は、失敗に終わった。

このような独立運動も立憲主義思想と無縁だったわけでない。独立運動から生まれた憲法としては、マロロス憲法が知られているが、これ以外にもいくつかの憲法構想があった。エミリオ・ハシント (Emilio Jacinto) が1896年に起草した「カティプナン法・道徳憲章および法典」、イサベロ・アルタッチョ (Isabelo Artacho) およびフェリクス・フェレル (Felix Ferrer) が起草した1897年の「フィリピン共和国臨時憲法」、フランシスコ・マカブロス (Francisco Macabulos) その他が1898年に公布した「ルソン島憲法」または「マカブロス憲法」、マリアーノ・ポンセ (Mariano Ponce) がエミリオ・アギナル將軍の命令に基づいて1898年香港で起草した「共和国臨時憲法」、アポリナリオ・マビーニが1898年にカピテの臨時政府に提出した「共和国憲法綱領」などがある<sup>6</sup>。このうち、比較的重要な意義を有すると思われる1897年の「フィリピン共和国臨時憲法」と「ルソン島憲法」を考察する。

ビャク・ナ・バト (Byak-na-bato) に共和国政府を置いた革命運動から生まれた1897年「フィリピン共和国臨時憲法」いわゆるビャク・ナ・バト憲法は、キューバ革命軍の憲法、特に1895年のヒマグアユ (Jimaguayú) 憲法が参考にされている。そこで、この「フィリピン共和国臨時憲法」は、「キューバ的な特徴が顕著で、森林地帯の誕生の地からビャク・ナ・バトの不毛地帯の移植された」と指摘されている<sup>7</sup>。憲法は、全32カ条からなり、大統領と副大統領そ

5 HUTCHINSON, John, "Cultural Nationalism and Moral Regeneration," HUTCHINSON, John, & SMITH, Anthony D., *Nationalism*, Oxford University Press, New York, 1994, p. 124.

6 ARUEGO, Jose M., *Philippine Government in Action*, University Publishing Company, Manila, 1953, p. 59.

他の長官からなる最高会議を設け、命令を発し、課税し、国家の安全を守るための措置をとるなどの権限を与えている。また、タガログ語を国語とし(8条)、ヒマグアユ憲法にはなかった「権利章典」を挿入し、22条ないし25条に以下のような権利・自由を保障した。すなわち、

- ① 「宗教の自由、結社の自由、出版の自由のみならず、あらゆる職業、技能、交易および産業を行う自由は、保障される」(22条)。
- ② 「すべてのフィリピン人は、請願またはいかなる苦情をも、自らまたは代理人によってフィリピン政府委員会に申し立てる権利を有する」(23条)。
- ③ 「国籍を問わず、何人も、権限ある裁判所が発行する理由の付記された命令によらなければ、逮捕または拘禁されない。ただし、これは、革命、政府または軍にかかわる犯罪には適用されない」(24条)。
- ④ 「また、何人も、権限ある裁判所が下す判決によらなければ、その財産または住居を奪われることはない」(25条)<sup>8</sup>。

これらの条文のうち、23条ないし25条の規定には、スペインの1869年憲法に類似の規定を見出すことができるが(それぞれ、4条、17条5項、13条1項)、22条の規定は、宗教的自由を認めている点で、1869年憲法とは根本的にことなる上に、結社の自由、教育の自由、出版の自由に加えて職業の自由も規定している。したがって、この条文は、スペイン憲法だけでなくいくつかの憲法規定の内容を一つにまとめたものと思われる<sup>9</sup>。

ルソン島の革命運動は、フランシスコ・マカブロス(Francisco Macabulos)の指導の下で、1898年いわゆるマカブロス憲法を生み出した。この憲法は、独立を達成するまでの臨時的憲法であって、13カ条からなり、大統領、副大統領その他の長官からなる中央執行委員会を設け、この委員会が統治権を行使するという規定であった<sup>10</sup>。

米西戦争が勃発すると、合衆国は、フィリピン人に対しても米西戦争への協力を要請した。しかし、フィリピンを代表するエミリオ・アギナルド(Emilio Aguinaldo)は、フィリピン独立を追求した。香港からフィリピンに帰国した

7 AGONCILLO, Teodoro A., "Malolos: The Crisis of the Republic," *Philippine Social Sciences and Humanities Review*, V. XXV, 1960, Num. 1-4, p. 18. 同書掲載の原文は、スペイン語であるが、正文にはタガログ語版もある(*Ibid.*, pp. 743 y ss.)。

8 *Ibid.*, p. 19-20.

アギナルドは、スペイン憲法に倣った憲法案を携えていたが、強力な執行府による独裁の必要性を痛感して、1898年5月24日、独裁政府を設立する布告を発し<sup>11</sup>、同年6月23日には、革命政府の憲法に相当する文書を出している<sup>12</sup>。この文書の1節では、革命政府について規定を置き、「独裁政府は、将来革命政府と呼ばれるものとする。その目的は、スペインを含む自由な国民が明示的にこの政府を認めるまで、フィリピンの独立を求めて闘い、本来の共和国の設立を準備することである。独裁者は、将来、革命政府大統領という称号とする」(1条)と定めている。2節では、革命議会を設け、「革命議会は、今月18日の布告に定められた手続きによって、フィリピン列島の県の代表者の集会である」(11条1項)と定める。3節は、司法権というより、「軍事裁判」について定める。この点で興味深いのは、比較的詳細な軍事犯罪を規定していることである(29条)。外国人、捕虜、スパイ活動、国際法違反等は、厳しく罰せられると定めている(30条)。したがって、この文書は、憲法典というよりも革命組織とその活動を規律する文書といったほうが適切であろう。

1898年11月17日には、イロイロ州でフィリピン人大会が開催され、ビサヤ地方臨時政府が組織されたが、これは、中央政府の傘下に入り、ビサヤ連邦政務会議に改組された。中央政府は、マロロスに本拠を移し、9月15日第一回会議

---

9 [ビャク・ナ・バト憲法22条] Se establece la libertad de cultos, de asociaciones, de enseñanza y de imprenta, así como la de ejercicio de toda clase de profesión, artes, oficios, e industria y reuniones.

[23条] Todos los filipinos tendrán derecho a dirigir peticiones o presentar reclamaciones de cualquier índole por sí o por representación al Consejo de Gobierno de la República.

[24条] Ningún individuo sea cual fuere su nacionalidad, podrá ser preso o detenido en virtud de mandamiento fundado, expedido por tribunal competente a no ser por delitos que afectan a la Revolución, al Gobierno y al ejército.

[25条] Tampoco podrá ser privado ningún individuo de sus bienes o de su domicilio, sino en virtud de sentencia firme.

10 *Ibid.*, pp. 65–6.

11 *Ibid.*, p. 218.

12 AGONCILLO, Felipe, *Memorials from Señor Felipe AGONCILLO and Constitution of the Provisional Philippine Government (1899)*, (reprint), Kissinger Publishing, 2010, pp. 15 et ss.

を開催し、フィリピンの独立宣言を採択した。マロロスの憲法起草委員会には、当初、二つの憲法案が提出された。マビーニの草案とパテルノの草案である。しかし、起草委員会のフェリペ・カルデロン (Felipe G. Calderón) は、両案を退け、自ら草案を準備した<sup>13</sup>。11月29日には、カルデロンが起草したいわゆるマロロス憲法を採択した。こうして、アギナルドは、1899年1月23日にフィリピン共和国 (第一共和制) の成立を宣言した<sup>14</sup>。

### 3 マビーニの主権論

フィリピン独立のために主権論を詳細に展開した人物は、フィリピン第一共和国の偉大な指導者であるアギナルドの助言者であったアポリナリオ・マビーニ (Apolinario Mabini) (1864年～1903年) であった。マビーニ自身は、イラストラド (ilustrados) と呼ばれる知識人に属する。しかし、彼は、地主・資産家級のイラストラドが自己の階級的利害に基づいて革命の指導権を握ることには、強い警戒心を抱いていた。マビーニの革命路線は、基本的には、在地のプリンシパーリア (統治組織の末端に位置するプエブロ (村落) の役人層) を革命勢力の基盤とする革命軍によって独立運動を貫徹することにあつた<sup>15</sup>。ボニファシオは、独立運動思想を憲法論として展開することはできなかったが、マビーニの憲法思想にはボニファシオの歴史観と共鳴する歴史意識が脈打っている。

マビーニは、独立自体を目的として戦っているのではないと論ずる。革命は、政府を打ち立てる唯一の手段であるが、その政府は、国民全体の福利と幸福を実現する条件を確保できる道徳的な政府として、人民が選んだ正当な代表政府でなければならないというのである<sup>16</sup>。1896年に革命は、スペインの圧政に対する報復として始まったとしても、1898年には、革命は、別のものになっていた。つまり、世界的な理性の顕現となった。だから、マビーニにとっては、

13 AGONCILLO, "Malolos: The Crisis of the Republic," *cit.*, p. 296.

14 コンラド・ベニテス／東亜研究所訳『比律賓史—政治・経済・社会史的研究—下巻』(岩波書店, 1945年), 225～6頁。

15 前掲・池端, 196頁。

16 ELIXALDE, PÉREZ-GRUESO, María Dolores, *Repensar Pilipinas: Política, Identidad y Religión en la construcción de la nación filipina*, Edicions Bellaterra, Barcelona, 2009, p. 188.

フィリピン革命は、アメリカ革命やフランス革命の継続であって、世界的性格を帯びていた。

マビーニはいう。「フィリピン人の望みは、戦うことによってアメリカ人の祖先たちが植民地の解放のために、つまり、今日の北アメリカの自由な州のためにイギリス人に抗ったことをアメリカ人に思い起こしてもらうことである。当時、アメリカ人は、フィリピン人の立場にいた。その時、大義の正当性にフランスの支持者も賛同したとするならば、フィリピン人としても、戦いが人種的憎悪からくるものではなく、アメリカ人の祖先の血で書かれた原理と同じ原理に賛同することを期待するのである」と<sup>17</sup>。

マビーニにとって、フィリピン人に独立の資格があることを示すものは、1889年6月12日の独立宣言でも、マロロスでの第一共和制の創設でも、憲法典の編纂でもない。それは、第一共和制の指導者に欠けているもの、すなわち個人の利益よりも一般福利を優先する能力であった。マビーニは、ポニファシオと同じような愛国主義的な歴史観にたって、次のように論ずる。「先住民とスペイン人との当初の関係は、友愛と相互扶助の絆であって、これは『血の契約 (un pacto sangre)』によって保証されていた。しかし、この原初的的社会契約は、スペイン人の不実と抑圧によって裏切られ、フィリピン人は、これに対して反乱で応えた。1899年のパリ条約署名によってアメリカ人が2千万ドルをスペインに支払ってフィリピン人に対する主権を手に入れたとき、アメリカ人もスペイン人と同じことをしたのだ」と<sup>18</sup>。マビーニから見れば、この契約は、フィリピン人をあたかも売買可能な奴隷のように取り扱ったのであり、アメリカ人は、国際法文書を利用してフィリピン人に対する法的権原を獲得したが、このことによって、奴隷制と他国民の主権の篡奪を禁ずる自然法を侵害したのである。したがって、次のようにマビーニは考える。「今も昔も、われらの戦いの叫びは、自然の法であり、すべて正義と人間の法という永遠の根拠規定なのである。それは、人間の良心に刻まれた神の法なのである。……そして、自然法には人民の法以上の法は認められない。自然法規定は、人間の理性が人間の良心に訴える命令なのである」と。マビーニは、人民主権も自然法に由来す

17 *Ibid.*, p. 189.

18 *Ibid.*, p. 190.

るのであるから、革命運動を神の主権の作用であると考え、革命の過程で自然権を回復する中に神の意志が啓示されると捉える。ただし、主権が人民に存するとしても、この主権は、神の理性が浸透し、神の意志の手段であるという条件で人民に存するのであるから、人民の主権回復は、人民に対する神の支配の復興であって、神の統べる権利を人間が認識することでもであると論ずる<sup>19</sup>。

マビーニの主権思想は、合衆国の征服戦争の中でも明確に示されている。アギナルドを大統領とする革命政府は、1900年8月10日、合衆国の軍隊とのゲリラ戦の最中、マビーニを合衆国当局との平和交渉のために派遣し、合衆国にフィリピン独立の承認を迫った。同年8月28日、合衆国軍のベル(James Franklin Bell)将軍は、マビーニに書簡を送って、次のように答えた<sup>20</sup>。その内容の骨子は、三つに要約できる。すなわち、

- ① 「アメリカ人は、敵国人ではない。その善意が理解されるよう望んでいくにすぎない」。しかし、現在のような戦争状態にあっては、アメリカ人は、寛容な態度をとることはできない。
- ② 戦争を正当化できるとすれば、それは勝利の見込みである。しかし、勝つ見込みがなければ、「人道の名において、無念の情がふかくとも、敗者の側が降伏し、結果を受け入れるよう文明社会から求められる」。
- ③ 現時点では、フィリピン人には、自己統治の能力がない。「共和制政府を建てる能力は、天賦の才ではない。経験の問題なのである。合衆国人民は、2世紀以上にわたって研鑽を重ね、学んできた。したがって、フィリピン人民が隣時に同じような政府を展開できるとは思えない」。

この書簡に対して、マビーニは、次のように応じた<sup>21</sup>。

- ① 力は、正義ではない。「この原則が本当であれば、あらゆる国際的・社会的問題の解決は、力に求めなければならない、人々は、道徳と正義という永遠の原則を直ちに消去しなければならない」。

19 *Ibid.*, p. 191. ただし、革命が自然権を解体し、内乱によって永続的暴力状態を誘発する危険も存在することを警告している。人民主権思想は、革命が人民主権を支える限りにおいて、革命を支えるというのである (*Ibid.*, p. 194.)。

20 MOLINA, Antonio M., *América en Filipinas*, Mapfre, Madrid, 1992, pp. 158-9; KRAMER, *op. cit.*, pp. 134-5.

21 *Ibid.*, pp. 159-60.

- ② 非力な人民には、ゲリラ戦も認められる。戦争法は、「侵略から自らの家族と自由を守ることが問題であるときには、ゲリラ戦と待伏せ戦を用いるように非力な人民に説いている」。
- ③ フィリピン人の独立闘争は、アメリカ人の独立闘争と同じ性質である。
- ④ フィリピン人も十分な自己統治能力を有する。

そして、最後にこう締めくくっている。「まず、信仰をもち自由な諸国民の市民として享受している自然的・政治的な個人の諸権利をフィリピン人も享受すること、次いで、フィリピン諸島の領域では、アメリカ人とフィリピン人とが完全に平等であること、第3に、これら二つの条件の実現を十分に保障される政府を組織すること」が必要であると<sup>22</sup>。

独立国家を支えるのは憲法ではなく、神の意志を実現する人間の力である、とマビーニが断じたとしても、憲法制定議会を支配したのはイラストラードたちであった<sup>23</sup>。僧侶の役割、政教分離、教会財産の国有化、分権なのか中央集権なのか、立法府と執行府の権能と両者の関係といった問題に対するイラストラードたちの対応は、つまるところ、保守派のイラストラードたちがカティブナンを中心とする下層階級一般の力を押さえ込もうとする意識が表面化したものである<sup>24</sup>。マビーニ自身憲法草案を準備していたが、革命議会在採択したのは、マロロス憲法であった。イラストラードたちは、アギナルドとマビーニの執行府に対して立法府の優位を確立したのである。

22 このようなマビーニの法思想は、1900年1月15日付けのマッキンリー合衆国大統領に宛てた書簡にも見られる。マビーニはいう。パリ条約では、合衆国は、侵略者や征服者としてではなく、友人としてフィリピン人の権利を守るためにやってきたことになっている。しかし、「あらゆる人間の法に先立って、万人が固有の権利が問題になっているのではなからうか。フィリピン人にしたこと、また今の行動をご覧いただきたい。その行動を合衆国独立宣言に謳われた原則と比べていただきたい。冷静に見れば、アメリカ人自身がフィリピン人の心に不信感をかき立てていることが分かるだろう。一方、アメリカ人が征服者としてやってきたのではないというのであれば、それは、強国がこの実力支配を征服の権利と命名することは普通のことであるから、パリ条約とフィリピン諸島におけるアメリカの主権は、フィリピン人が自発的に承認しない限りは、実力が依拠していると暗に告白しているのである」と。MABINI, Apolinario, “El mensaje del presidente Mc-Kinkey,” *Al pueblo y Congreso norteamericana*. Linkgua Ediciones, Barcelona, 2007, p. 24.

23 136名の代憲法制定議会議員のうち43名が弁護士であった。MILLER, *op. cit.*, p. 39.

## 4 アメリカのフィリピン征服

合衆国は、武力によるフィリピンの独立運動の制圧を選択した。マッキンリー大統領は、1899年12月5日の連邦議会への大統領教書で、連邦議会と人民が「無益な反乱を終わらせるために提供してくれたあらゆる手段を陸海軍が利用できるようにするつもりである」と宣言している<sup>25</sup>。また、マッキンリー大統領が設置したシャーマン委員会が発表したフィリピン人民に対する宣言においても、「合衆国が最高権者であることを列島の津々浦々にまで示さなければならず、そうなるであろうし、これに抵抗する者は、自身の破滅を招かざるをえない」と述べている<sup>26</sup>。さらに、シャーマン委員会を継いだタフト委員会の下では、タフトは、アーサー・マッカーサー將軍の軍事作戦の適法性に疑いを抱いていた。そこで、マッカーサーは、委員のライト(Wright)に反逆罪立法を設けるよう求めた。こうして、1901年11月4日の法律292号「叛逆・反乱・煽動の罪、これらの犯罪の謀議、口頭もしくは文書による煽動的発言、秘密の政治結社の設立、犯罪の誓いの実行もしくは参加または犯罪の隠匿および忠誠の誓いの違背を定義し、ならびにこれらの罪に罰を規定する法律」が定められた。この法律は、合衆国の連邦といくつかの州の立法にならったものであるが、その9節と10節は、連邦と州の規定にないものであった<sup>27</sup>。フィリピンの抵抗運動を制圧するために、このような規定が必要とされたからである。9節は、反乱や煽動は、常に秘密結社を通じて行われたゆえに、反逆罪を秘密の政治組織に参加すること自体を罪としている<sup>28</sup>。10節は、実力もしくは平和的手段によって合衆国からフィリピン諸島の独立もしくは分離を唱道すること定義している(ただし、この規定は、アメリカに対する戦争状態が終結したときには、

24 *Ibid.*, p. 39. 19世紀初めのラテン・アメリカ諸国の独立運動においても、クリオーリョ(criollos=植民地生まれのスペイン人)は、多様な人種・民族からなる農業経済社会からいかにして国民国家を創設するかという課題に直面した。その際、中央集権か分権かという問題が重要な議論の焦点となった。

25 *Ibid.*, p. 52.

26 *Ibid.*, p. 54.

27 *Reports of the Philippines Commission, the Civil Governor and the Heads of the Executive Departments of the Civil Governments of the Civil Government of the Philippine Islands (1900-1903)*, Cornell University Library Digital Collections, Cornell University Library, Ithaca, 2004, p. 371.

適用されないと規定している)。結局、アメリカ当局に対して武器をとることは犯罪であって、その結果死に至らしめた場合は、殺人であるとしている<sup>29</sup>。

このような手段は、むしろフィリピン人の合衆国に対する忠誠が平和的に獲得できなかったことを意味している。しかしながら、宗主国からの独立運動は、合衆国でもそうであったように、分離・独立し、自国を建て、自国に忠誠を誓うことを意味し、それは反逆の過程に他ならないからである。実際、マロロス憲法は、「すべてのフィリピン市民」と「共和国大統領その他のすべての国家公務員」に憲法尊重義務を課していたのである<sup>30</sup>。ホセ・リサールは、スペインに対する反逆の罪で処刑され、合衆国に対するゲリラ戦も反逆とされた。この忠誠の問題は、日本軍のフィリピン占領においても生ずるであろう。チャーマン委員会の宣言によれば、「アメリカ政府の目的は、フィリピン諸島に対する主権を受け取ることによって仲間の諸国民に対して引き受けた神聖な義務を履行することとは別に、フィリピン人民の福利、繁栄および幸福ならびに世界の先進文明諸国の地位に上昇し近づくようにすること」であって<sup>31</sup>、この目的は純粹そのものであるから、「アメリカの主権とフィリピン人民の権利・自由との間には何らの矛盾もない」のである。このように、合衆国は、武力弾圧一辺倒ではなく、「恩恵の同化」の政策をとった。その一環として、「権利章典」があり、司法改革があったのである。

---

28 9節「秘密結社を設立するために集合し、もしくは秘密結社を設立し、またはこの法律が可決された後も既設の結社の構成員であり続ける者で、全体であると一部であるとを問わず、叛逆、反乱もしくは煽動を実行し、または政治的意見もしくは政策を流布することを目的とする者は、すべて千ドルを超えない罰金か、もしくは1年を超えない禁錮か、または両者の刑に処せられるものとする」。Ibid.

29 *Ibid*; MILLER, *op. cit.*, 166.

30 第14編「憲法遵守および制約ならびに言語」に91条および92条として規定されている。91条「共和国大統領、政府、議会およびすべてのフィリピン市民は、誠実に憲法を擁護しなければならず、立法権は、予算法を可決したならば、直ちに憲法が正しく遵守されているか否か、憲法の違背が是正されているか否かを調査し、違反者の責任を追求するのに適切な措置を定める」。92条1項「共和国大統領その他すべての国家公務員は、誓約しない限りその職を遂行することはできない」。

31 THOMPSON, Winfred Lee, *The Introduction of American Law in the Philippines and Puerto Rico 1898-1905*, The University Arkansas Press, Fayetteville, 1989, pp. 53-4.

## 5 軍政下の司法改革

パリ条約締結前の1898年10月7日、合衆国の占領軍は、最初の包括的な命令を発した。その内容は、「スペイン法によって設置され組織された民事裁判所」を軍政府の監督におくものの、「この特権は、刑事手続き設置その他いかなる性質・性格の刑事裁判権を行使することを認めるものではない」というものであった<sup>32</sup>。

この命令には、軍政府のフィリピンの刑事裁判制度に対する不信を見て取ることができる。フィリピンは、パリ条約によって合衆国に移譲されたものの、その法的地位は、不明確であった。1898年のパリ条約は、スペインが合衆国に委譲した領土の地位を明確にせず、それを合衆国連邦議会に決定をゆだねたからである。しかし、実際には、その後の数々の命令で、軍政府は、司法制度改革を推し進め、1900年4月23日の一般命令第58号では、アングロ・サクソン型の刑事手続原則を導入しようとした。つまり、糺問主義を廃止し、弾劾制度を設け、被告人の権利を保障し、予防拘禁制度の害悪を除去し、検察官と被告人とを同じ地平に立たせるという適正手続主義を注入しようとしたのである<sup>33</sup>。

この刑事手続原則は、次のように要約できる。

- ① 一罪を告訴する特別の訴えまたは告発状が導入された。
- ② 逮捕令状発行前に、告訴人と証人の予備尋問が許可された。
- ③ 包括的な一連の権利章典の保護が明記された。被告人は、迅速な公開裁判、弁護人の扶助、被告人に不利な証人の出廷、自己負罪の禁止、証人喚問・反対尋問およびすべての事件で上訴権が与えられた。
- ④ 被告人は、不十分な告発に抗弁する特権が与えられた。
- ⑤ 共同被告人は、別々の裁判を要求することができる。
- ⑥ 誤審または新たに発見された証拠による再審が明記された。
- ⑦ 被告人とその親族を証人から排除するスペイン法が廃止された。
- ⑧ 伝聞証拠が制限された。
- ⑨ 有罪判決前の保釈は、確かな証拠のある重罪を除いて、すべての事件に拡大された。

---

32 THOMPSON, *op. cit.*, p. 14.

33 *Ibid.*, p. 20.

- ⑩ ヘイピアス・コーパスは、違法にその自由を奪われたすべての者に拡大された。
- ⑪ 搜索令状の発行と執行には、手続上の歯止めがかけられた。
- ⑫ 手続上の保護は、治安判事にも拡大された<sup>34</sup>。

このように軍政府の政策には、合衆国憲法の「権利章典」を先取りしていたのである。

マッキンリー政府は、パリ条約締結にともなう、フィリピン統治の基本的枠組みを決めた。マッキンリー大統領は、1899年12月21日に発した声明において、「軍政の崇高な目的」は、「自由な諸国民の伝統である個人の権利と自由をすべてにフィリピン人にあらゆる方法で保障し、また、合衆国の使命は、恩恵的同化 (benevolent assimilation) であり、恣意的な支配に代えて正義と権利を重視するように導くことであるとフィリピン人に明らかにすることによって、フィリピン人の信頼と尊敬と好感を獲得することにある」と宣言した。宣言中の語句「恩恵的同化」は、端的に合衆国のフィリピンに対する主権を当然の前提としていたのである<sup>35</sup>。

## 6 フィリピン委員会と恩恵的同化

マッキンリー大統領は、パリ条約締結に先立って、ジェイコブ・シャーマン (Jacob G. Schurman) を委員長とする第一次フィリピン委員会を設置し、フィリピンの実情を調査させた。次いで、1900年3月16日、オハイオ出身の裁判官ウィリアム・タフト (William Taft) を委員長とする第二次委員会を設けた。マッキンリー大統領は、同年4月7日、陸軍大臣であったルート (Elihu Root) を介して、タフト委員会に指示を与えた<sup>36</sup>。この文書は、「フィリピン諸島のあらゆる官職と信託・権威を伴う地位に就く不可欠の要件は、合衆国に対する絶対的かつ無条件の忠誠」を求めるとし、フィリピン人に自治権を与えることと「権利章典」の尊重を求めている。したがって、これは、「フィリピンの大憲章 (Magna Charta of the Philippines)」とも呼ばれている。つまり、「これはアングロ・サクソンの法精神の真髄をあますところなくフィリピンに

34 *Ibid.*, pp. 20-1.

35 コンラド・ベニテス／東亜研究所訳『比律賓史—政治・経済・社会史的研究—下巻』(岩波書店, 1945年), 241頁。KRAMER, *op. cit.*, pp. 109-10.

与えた特筆すべき公文書であり、その重要性において、スペインのインディアス法にも匹敵するものである」と評された<sup>37</sup>。この「インディアス法」というのは、スペイン帝国において新大陸の植民地に適用された法体系を意味するか

36 この文書は、フィリピンに地方政府を設け、合衆国の一定の監督のもとで自治権を与えらるゝとしている。「地方政府では、フィリピン諸島の都市と地方共同体双方の住民は、できる限り十分に自身の地方の事務を処理する機会が与えられなければならない。そして、それは、住民の能力を入念に研究し、住民支配の事業を観察したところから法、秩序および忠誠の維持と一致することが明らかな最小限の監督と監視に服する」と。

地方政府間の権限配分については、合衆国の連邦と州との関係に倣うよう指示している。「委員会が組織する地方政府間で権限を配分する際には、より小さな分割が好ましいとされるべきである。その結果、地方政府が適切に行使できるすべての権限は、地方政府にゆだねられ、県政府が行使できるすべての権限は、県政府にゆだねられるべきであり、そして、この過程の結果として、統治制度においては、フィリピン諸島の中央政府は、州と合衆国連邦政府との間での権限配分の例に倣って、純粋に全国的な関心事を除いて直接行政を行う必要はなく、地方公務員による誠実で効率的な行政を確保し、実行するために必要であるから、地方政府の監督と監視のみを行わなければならない」と。

地方政府の公務員は、住民の選挙によることと、その能力によって官職に就かせることを勧めている。「つまり、すべての場合において、人民の地方事務を処理する地方公務員は、住民が選任すべきであり、何らかのかたちでそれ以上の権限を有する公務員を選任すべき場合には、フィリピン諸島の住民が優先されるべきであり、公務員が有能であって義務を果たす意欲があるならば、他の誰よりも優先的に官職を得るべきである。当面は、アメリカ人が占める官職も必要であろうが、いずれはフィリピン諸島の住民がその官職を満たす方が適切である」と。

そして、委員会が定める統治形態と行政規定は、「フィリピン諸島の人民の幸福、平和および繁栄のために、計画されているのであって、その用いられる手段は、人民の習慣、慣習、さらには偏見とも一致し、公正で効率的な統治という不可欠な要件の達成と最大限合致するものでなければならない」として、統治の正当化の根拠を示している。ARUEGO, *op. cit.*, pp. 27-8; *Reports of the Philippines Commission, cit.*, 2004, pp. 7-8.

この内容は、一見すると「ヨーロッパ自治憲章」に見られるような「補完性原理」を示しているかのように解することもできるかもしれない。しかし、中央政府が未確立な状態で、分権的要素を強化することは、地方ボスの支配の容認と、国民意識の発達の阻害をもたらす可能性もある。

37 コンラド・ベニテス／東亜研究所訳『比律賓史—政治・経済・社会史的研究—下巻』(岩波書店, 1945年), 244頁。

ら、合衆国の新たな支配を表す象徴的な言葉としてもふさわしいかもしれない<sup>38</sup>。つまり、フィリピンには、アングロ・サクソン法の精神に基づく「インディアス法」が適用されたのである。

マッキンリー大統領の指示は、特に権利章典に触れる内容をともなっており、全政府の部門に課される「不可侵の準則」として、次のように宣言していた。

「何人も法の適正な手続なしに、生命、自由または財産を奪われない。私有財産は、正当な補償なしに公共の用に供するために奪うことはできない。すべての刑事訴追において、被告人は、迅速な公開裁判の権利、告訴の性質と理由を告知される権利、不利な証人と対面する権利、自己のために証人を強制的に喚問する権利および自己の弁護人の助力を得る権利を享受しなければならない。高額すぎる保釈金が求められても、高額すぎる罰金も科されてはならず、残虐で異常な刑罰も科されてはならない。何人も同一の罪で二重の危険にさらされてはならず、いかなる刑事事件においても自己の罪の証人になるよう強制されてはならない。不合理な搜索・押収から保護される権利は、侵されてならない。犯罪に対する処罰を除いて、奴隷制も意に反する苦役も、あってはならない。私権剥奪法も、事後法も、制定してはならない。言論・出版の自由または平和的に集會し、損害の回復を求めて請願する人民の権利を制約するいかなる法律も制定してはならない。国教に関するか、または自由な宗教活動を禁ずるいかなる法律も制定してはならない。そして、差別され、または優遇されずに、自由な信教と礼拜の行いと享受は、永久に認められる」と<sup>39</sup>。この内容は、合衆国憲法の「権利章典」そのものである。さらに、財産権については、「合衆国がフィリピン諸島におけるすべての財産権の保護と、適正手続なしに私有財産を奪うことはないというわれわれ自身の統治原則を誓っているパリ条約の規定は、侵されることはない」として、私有財産の保障を宣言している<sup>40</sup>。

38 インディアス法とは、「カスティーリャ・スペインの支配する太平洋の列島を含むインディアス（新大陸）に適用された法体系」を意味し、カスティーリャ法（スペインにはアラゴン法もあった）、普通法その他の法哲学的要素から形成されている法である。SÁNCHEZ BELLA, Ismael, DE LA HERA, Alberto y DÍAZ REMNENTERIA, Carlos, *Historia del derecho indiano*, Mapfre, Madrid, 1992, p. 85. インディアス法の最高機関は、インディアス会議（el Consejo de Indias）であって、国王とともにインディアス全域を統治した（*Ibid.*, pp. 82-3.）。

39 THOMPSON, *op. cit.*, p. 62; *Reports of the Philippines Commission, cit.*, p. 9.

したがって、マッキンリー大統領のこの文書は、合衆国の統治組織の根底をなす統治の大原則、すなわち法の支配と個人の自由の尊重を中心とする精神（これは合衆国憲法権利章典中に列挙されている）を「フィリピン統治のあらゆる機構上に具現すべき」ことを命じ、町村行政機関の設置についての基本原則を説いている<sup>41</sup>。さらに、初等教育の拡大が重要であることを認め、「諸島の人々に英語の使用ができる機会」を提供すべきであるとしている<sup>42</sup>。法制度については、「人民の権利と義務を規定する主要法典は、できる限り手をつけずに維持すべきである」と主張しながらも、「主に手続法と刑法を改正して、迅速で公平な裁判を確保すると同時に、個人の権利を尊重する実効的な裁判を確保する」ことが説かれている<sup>43</sup>。

ただし、マッキンリー大統領は、諸島の未開部族については、別途の取扱いを認める。すなわち、「連邦議会が北アメリカの部族にその部族組織と政府を維持することを認め、今ではこの部族組織と政府の下で、自分たちが順応する気のない文明に囲まれつつ、平和的に封じ込められて生きているという同じコースを採用すべきである。しかしながら、こうした部族は、賢明で厳格な規制に服さなければならない」と<sup>44</sup>。

タフト委員会は、この「指示」を具体化し、実行する任務を担ったのであるが、その主要な目的は、フィリピン人に「人民の自己統治 (popular self-government)」の準備を整えさせることであった。委員会は、1913年までこの計画にそって活動することになる<sup>45</sup>。しかし、むしろ「人民の自己統治」は、独立を意味するものではない。合衆国がフィリピン諸島の主権を保持することによって、合衆国軍が侵略からフィリピンを守ることとなり、国内も安定し、有利な税率も設定できるから、独立よりも利点があることをフィリピン人も納

40 *Reports of the Philippines Commission, cit.*, p. 9.

41 コンラド・ベニテス／東亜研究所訳『比律賓史—政治・経済・社会史的研究—下巻』（岩波書店、1945年）、同前、244頁。

42 *Reports of the Philippines Commission, cit.*, p. 10.

43 *Ibid.*

44 *Ibid.*, p. 11.

45 MAY, Glenn Anthony, *Social Engineering in the Philippines: The Aims, Execution, and Impact of American Colonial Policy 1900-1913*, Greenwood, Westport, Connecticut, 1980, p. 14.

得するだろうというのがその理由であった。そして、タフトは、フィリピン人が自己統治能力を示すまでの間、合衆国がフィリピン諸島を領有すべきだといっているのである<sup>46</sup>。

フィリピン委員会の自己統治計画は、①フィリピン人に統治技術の習得を促し、つまり「政治教育」が必要であるが、地方政府については、合衆国の監督の下で一定の自治を認めること、②教育をフィリピン人の性格を是正する特効薬と考え、公教育、特に初等教育を重視し、③鉄道、港湾施設、道路の建設、換金作物の合衆国市場への開放、アメリカ資本のフィリピン経済への注入等によって、フィリピン諸島の経済発展を図ることという3要素からなっていた<sup>47</sup>。これらの政策は、ヨーロッパ諸国の帝国主義政策を引き写したものでなく、合衆国の自治、大衆教育、経済発展の経験に基づくものであって、フィリピンの政策も、合衆国の写し絵であった<sup>48</sup>。

## 7 フィリピン組織法

タフト委員会は、統治機関として同年9月1日に任務を開始したが、民政が完全に確立されたのは、1901年6月4日になってからである。1902年7月1日には、合衆国議会は、フィリピン法 (Philippine Bill)<sup>49</sup>を可決した。しかしながら、「合衆国とスペインとの間の平和条約の規定に従って、スペイン国王に忠誠を誓う」者を除いて、フィリピン諸島の住民は、「フィリピン島嶼市民である」と規定されたが<sup>50</sup>、フィリピン人は合衆国市民であるか否かの問題はほとんど議論されなかった。論争を呼んだのは、アメリカ軍のフィリピン人対す

46 *Ibid*

47 *Ibid*, p. 15.

48 *Ibid*, p. 17. その違いの原因については、次のような指摘がある。①ヨーロッパ諸国とことなり、合衆国は、フィリピン諸島、プエルトリコおよびグアムという比較的人口の小さな領土を占領したこと（人口の多い地域での自己統治の育成は、宗主国に対する反乱をもたらしかねず、その場合鎮圧が困難となる）。②合衆国は、スペインによる植民地を受け継いだので、西欧化された政治的エリートが既に存在していた。③ヨーロッパ諸国は、互いに競い合っており、広大なアジア・アフリカ地域を支配しても安定性を重視し、他国の介入を許すような状況を恐れ、大胆な社会改革計画を実行するのが困難であった。④ヨーロッパ諸国は、植民地の経済発展よりは、自国の利益を追求した (*Ibid.*, p. 19.)。

る残虐な行為であった<sup>51</sup>。皮肉なことに、アーサー・マッカーサー (Arthur MacArthur) 将軍は、キューバでの独立戦争でスペイン軍が採用した収容所政策をフィリピンで採用したこともその一因であった<sup>52</sup>。

1902年の法律は、①フィリピン諸島での反乱の停止、②国勢調査の完成と公表、③国勢調査の発表後、2年間の平和と合衆国当局の承認に基づいて、フィリピン議会の設置を約束しているが、フィリピン議会が開かれた後には、立法

49 正式名称を「フィリピン諸島の文民政府事務所処理その他の目的を一時的に規定する制定法 (An Act Temporarily to provide for the administration of the affairs of civil government in the Philippine Islands, and for other purposes.)」という。これは、合衆国連邦議会が制定する組織法 (Organic Law) である。1902年7月1日議会制定法は、一般には1902年のフィリピン法案として知られている。1節は、次のように規定する。

「集会した連邦議会においてアメリカ合衆国上院と下院は、以下のように制定する。合衆国大統領は、フィリピン委員会を設置し、1900年4月7日付の大統領のフィリピン委員会への指示に規定された範囲と方法で、その指示に規定された規則と監視に服して、この委員会が統治権を行使することを許可し、フィリピン諸島の文官総督職と副総督職を設け、1901年6月21日付けの執行命令に規定された範囲と方法で、文官総督と副総督が統治権を行使することを許可し、1901年9月6日に制定された『内務、通商・警察、財政・司法および公教育の省庁組織を定める法律』という名称のフィリピン委員会法に制定されているようにフィリピン諸島に四つの政府の省庁を設けたのであるが、ここに賛成を受け、承認され、確認され、この法律に定められる。そして、今後、フィリピン委員会が制定するすべての法律は、『合衆国の権利によって、フィリピン委員会が制定する』という制定条項を有するものとする。1878年の改正法の1891節の規定は、フィリピン諸島には適用されないものとする。

文官総督、副総督、フィリピン委員会委員および行政省庁の長は、大統領が、上院の助言と承認を得て、将来任命する」。www.chanrobles.com/philippinebillof1902.htm

50 4節参照。

51 THOMPSON, *op. cit.*, p. 130.

52 「この政策は、地方経済を入念に除去することでゲリラの孤立化と飢餓をねらったものである。つまり、抵抗地域の農民は、本当に身の回りのものを除いてすべてを残したまま、決められた日までに兵士が守備する町に移動を命じられた。こうした『収容所』という監視され、柵で囲まれた地区の外側では、軍は、焦土作戦をとり、住居と米倉を焼き払い、家畜を殺すか、捕らえるかし、遭遇するすべての者を殺すこととなる」。KRAMER, *op. cit.*, pp. 152-3. この作戦は、バタンガス (Batangas) とマリンドウケ (Marinduque) 諸島で実行された。MILLER, *op. cit.*, p. 208.

権は、フィリピン委員会（上院）およびフィリピン議会（下院）によって組織される二院制立法府に付与され、両院は、フィリピン諸島を合衆国議会で代表するために、合衆国に送る代議員を2名選出すると定める<sup>53</sup>。この制定法には、市民権、権利宣言、天然資源と貴重な金属の保護、高名な領土の政府への移管、公共施設の改良および貨幣に関する規定を掲げる。フィリピン自治法は、その5節に「権利章典」を規定するが、その内容は、1900年4月7日の大統領の指示と基本的に同じである（したがって、合衆国憲法の「権利章典」ともほぼ同じである）<sup>54</sup>。

53 7節1項「国勢調査が完了し公表されてから2年、合衆国の当局が承認するそうした全国的で完全な平和状態がモロ族と他の非キリスト教徒が居住していないフィリピン諸島領土で継続し、その事実がフィリピン委員会から大統領に間違いないとされたならば、大統領もこれに満足するならば、大統領は、フィリピン諸島の前記領土の人民によるフィリピン議会（the Philippine Assembly）と呼ばれる人民議会代議員を選ぶ総選挙を開催するようフィリピン委員会に命ずるものとし、フィリピン委員会は、総選挙を開催しなければならない。フィリピン議会が集会し設置されたならば、モロ族と他の非キリスト教徒が居住していないフィリピン諸島領土でこれまでフィリピン委員会にゆだねられていたすべての立法権は、フィリピン委員会（The Philippine commission）とフィリピン議会という二院からなる立法府に付与されなければならない。フィリピン議会は、50名から100名までの議員で構成され、フィリピン委員会が人口に従ってできるだけ実行可能であるように県の中から指名するものとする。ただし、各県は、1名の議員を有し、人口から1名以上の議員を有する県は、フィリピン委員会がよしとする地区に分割するものとする」。

54 以下に1902年の組織法の「権利章典」の条文を引用する（ただし、原文には、番号は付されていない）。

- ① フィリピンにおいては、法の適正な手続きなしに、生命、自由または財産を剥奪するか、または、フィリピン島の住民に法律の平等な保護を否定するいかなる法律も、施行されない。
- ② すべての刑事手続きにおいて、被告人は、弁護人の扶助を受ける権利、起訴の性質と理由を知り、迅速で公開の裁判を受け、証人と対面し、被告人に有利な証人を強制的に召喚する手段を用いる権利を享受する。
- ③ 何人も、法律の適正な手続きなしに有罪であると見なされない。また、何人も、同じ犯罪によって再び罰せられる危険に置かれず、自らの証言によって有罪とされるよう強いられない。何人も、有罪とされる前であれば、十分な保証金によって保釈することができる。ただし、重罪の場合を除く。
- ④ 契約上の義務を害するいかなる法律も制定されない。
- ⑤ 何人も、負債によって投獄されない。

「権利章典」の中でも、政教分離原則をカトリック教徒が多数を占めるフィリピンに適用することは、社会改革を伴わざるを得なかった。一部のイスラム教徒のいる地域を除いて、カトリック教団が膨大な農地を所有し、大きな社会的な影響力を行使していたからである。1903年の「フィリピン委員会の陸軍長官への年次報告書」では、「パリ条約の交渉にあたった講和使節団は、フィリピン諸島を平和にし、フィリピン人がアメリカ政府に融和させる最も重要な手段の一つは、フィリピン諸島のいわゆる修道士の土地を政府が買い取り、その土地を長期で条件のゆるやかな支払いで小作人に売却することだと確信するに至った」と説明している<sup>35</sup>。さらに、「修道士の土地の購入、その収益の分配、

- 
- ⑥ 「ヘイピアス・コーパス」手続きの特権は、反乱、蜂起または侵略の場合に、公安の必要上があるときを除いて、停止されず、これらの場合においては、この特権は、その間、停止の必要性が存在する限り、フィリピン委員会の同意を得て、大統領または総督がこれを停止することができる。
  - ⑦ 「事後法」または私権剥奪法も、制定されない。
  - ⑧ 貴族の称号も世襲の地位を認める法律は、可決されない。フィリピン諸島の報酬を伴うか、または信任された何らかの職務を遂行する者は、合衆国議会の同意なしに、国王、女王または外国からであれと外国の官吏からである否とを問わず、いかなる贈り物、寄付、職務またはいかなる称号も受けてはならない。
  - ⑨ 異常な保証金を求められず、加重な罰金も、残虐で異常な刑罰も科せられない。
  - ⑩ 不当な捜査・押収から保護される権利は、これを侵されない。
  - ⑪ フィリピン諸島においては、奴隷制も存在せず、意に反する苦役も存在しないが、被告人が適正に有罪とされる場合、犯罪による刑罰としての苦役は、この限りでない。
  - ⑫ 言論出版を制限する法律も、平和的に集会し、濫用の改善を政府に請願する権利を制限する法律も制定されない。
  - ⑬ 国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な活動を禁ずるいかなる法律も布告されず、差別されたり優遇されたりせずに、いつでも信仰告白と宗教団体の自由な活動と享受が認められる。
  - ⑭ 法律によって充当されなければ、いかなる公金も支出されない。
  - ⑮ フィリピン諸島における租税準則は、同一である。
  - ⑯ 法律として制定される個別法または地方法は、一課題に限られ、この課題は、法案名として明記されなければならない。
  - ⑰ いかなる令状も、根拠のある理由に基づき、宣誓または確認に裏付けられ、捜査する場所、拘禁する人または占有する物を特定しなければ、発行されない。
  - ⑱ 特別の目的で賦課または確定された租税のために徴収される金銭は、全て国庫の特別資金として取り扱われ、その目的に限って支出される。

その大部分のフィリピン教会へのための充用、フィリピンでのアメリカの序階制度の確立およびスペイン人修道士の漸進的退去によって、われわれが切望していたことが—フィリピン諸島のローマ・カトリック教会のアメリカ化がもたらされるだろう」と述べている<sup>56</sup>。むろん、このアメリカ化は、宗教的圧迫を伴うべきではなく、「フィリピン諸島では、究極の宗教的自由が享受されなければならない、ローマ・カトリックであろうと、フィリピン・カトリックであろうと、あるいはプロテスタントであろうと、何人も自ら選んだ神を崇拝することを妨げられない。ある教団が他の教団に干渉を加える例は比較的希であるが、いかなる場合でも、政府は、侵害者を罰し、混乱の再発を防ぐようにしてきた」と説明している<sup>57</sup>。そこで、タフト委員会は、ローマ教皇との交渉の末、教団から農地を買い取るだけでなく、スペイン人の司教をアメリカ人司教と交代することに成功した<sup>58</sup>。しかしながら、このキリスト教諸派についての宗教の自由の享受を言及しているものの、イスラム教徒その他の宗教の自由については言及されていない<sup>59</sup>。

1902年7月4日、セオドア・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt) 大統領は、フィリピンと合衆国の戦争は終結したと公式に宣言した。しかしながら、1902年の自治法は、フィリピンでの反乱が収束したから定められたのではなく、むしろ、合衆国連邦議会の立法を通じて、フィリピンの統治機関に権限と正当性を与えようとするものであった。1903年には、人口調査 (センサス) が行われ、国民議会に代表者を送るための基礎データを提供するだけでなく、人種に基づく文明化の基準でもあった<sup>60</sup>。

1907年7月30日に実施された総選挙において、フィリピンの即時独立を主張する国民党と最終的には独立すべきであると主張した国民進歩党とが勝利し、二大政党が出現した。しかし、アメリカ人委員が多数を占めるフィリピン委員

55 *Reports of the Philippines Commission, cit.*, p. 496.

56 *Ibid.*, p. 504.

57 *Ibid.*

58 THOMPSON, *op. cit.*, p. 210.

59 ただし、1903年の「フィリピン委員会の陸軍長官への年次報告書」では、キリスト教住民とはことなる「モロ県政府 (the Moro Province)」のための法律が制定された。最初の総督は、レナード・ウッド少将 (Major-General Leonard Wood) であった。*Reports of the Philippines Commission, cit.*, pp. 534-7.

会がフィリピン人からなる議会とともに立法権を行使し、さらに、執行権をも有していたのであるから、フィリピン委員自体もフィリピン人が多数派にならないのであれば、フィリピン議会は、せいぜいのところ諮問機関にすぎなかったのである<sup>61</sup>。

民主党のウッドロー・ウィルソン (Woodrow Wilson) が大統領に選出されると、フィリピン総督にフランシス・バートン・ハリスン (Francis Burton Harrison) が任命された。ハリスンは、フィリピン統治の改革に着手し、フィリピン委員会の大半をフィリピン人とすることを布告した。そして、1916年8月29日、アメリカ合衆国議会は、新たな組織法であるいわゆるジョーンズ法 (Jones Act) を可決した<sup>62</sup>。ジョーンズ法は、その立法目的を三つ挙げ、次のように説明している。

- ① スペインとの戦争開始にあたって、この戦争を征服戦争あるいは領土拡張戦争とすることは、決して合衆国人民の意志ではなかった。
- ② 今までのとおり、合衆国人民の目的は、フィリピン諸島に対するその主権を撤回してフィリピン諸島に安定した統治が確立できるなら、直ちにその独立を認めることである。
- ③ この目的を迅速に達成するためには、国内事務の支配権を最大限フィリ

---

60 「センサスに掲載されている写真には文明化と皮膚の色のヒエラルキーが示され、そこには、黒い肌を持つ裸の高地住民から、明るい色の肌をもち、きちんとした衣服を着用したキリスト教徒の現地住民までが表されている。より進歩したフィリピン人—たとえば、アメリカ人のすぐ下に位置するセンサス調査員—は、自治が可能になる前にすべての人びとが到達すべき理想型として描かれているのである」。つまり、センサスは、洗練された監視技術であり、住民を分類することによって規律し、自己統治能力を学習させる手段であった。レイナルド・C・イレート・川田牧人・宮脇聡史・高野邦夫訳『キリスト受難詩と革命』(法政大学出版局、2005年)、67頁。

61 ARUEGO, *op. cit.*, p. 30.

62 この法律も、提案者の名を取って、1917年のプエルトリコの組織法と同じように、一般にジョーンズ法と呼ばれているが、その正式名称は、「フィリピン諸島人民の将来の政治的地位に関し合衆国人民の目的を宣言し、フィリピン諸島にさらに自治権を有する政府を定める法律 (An Act to Declare the Purpose of the United States as to the Future Political Status of the People of the Philippine Islands, and to provide a More Autonomous Government for Those Islands)」という。

ピン人民の手にゆだねことが望ましい。ただし、フィリピン人民が責任を完全に引き受け、完全な独立による特権を享受するようさらに準備が整えられるように、その間、合衆国人民が主権上の諸権利を行使することを妨げない。

ジョーンズ法にもとづいて、上院が設置され、二院制議会が設置された<sup>63</sup>。執行権は、総督が有し、総督は、合衆国大統領が任命する点は、1902法とことにならない<sup>64</sup>。ただし、統治組織が再編され、議会が立法権を有するものとされた。しかし、一方では、「フィリピン人が責任内閣制とカナダの如く総督を単に形式的な存在にとどめる統治形態を欲していたことは疑いを容れない」とハリソン総督自身も認めつつも、他方では、ジョーンズ法は総督の権限も強化した。

1916年のジョーンズ法の「権利章典」は、その文言と順序も、1902年の組織法とほぼ同じであり、唯一明確な違いは、公金支出禁止規定が政教分離原則の後に挿入されたことである<sup>65</sup>。両者の「権利章典」が基本的に同一であるということは、アメリカの主権の保持を正当化する不可欠の要素であったからである。

63 12節「この法律に別途定めがある場合を除いて、フィリピンの一般的立法権は、上院 (the Senate) と下院 (the House of Representatives) の両院で構成される立法院に付与されるものとし、両院は、『フィリピン立法院 (The Philippine Legislature)』と称される。……」。

64 21節「最高執行権は、執行官に与えられ、その官職名は、「フィリピン諸島総督 (Governor-General of the Philippine Islands)」とする。総督は、合衆国上院の助言と同意に基づいて大統領が任命し、その官職は大統領が免職できるが、その後任者が選ばれ、適格であるとされるまで職に止まる」。

65 3節14項「国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。そして、市民的または政治的権利を行使するために、いかなる宗教的宣誓も求めてはならない。公金または公有財産は、宗派、教会、教派、教団施設もしくは宗派団体又は宗教制度による利用、便益もしくは援助のために、あるいは司祭、牧師、聖職者または宗教教育者若しくは高僧による利用、便益もしくは援助のために、直接であるか間接であるかを問わず、充当し、提供し、贈与し、用いてはならない。複婚つまり重婚契約は、今後禁止される。いかなる法律も、複婚つまり重婚が許されると解釈されてならない」。

## 8 1935年憲法

合衆国での政権交代にともない1921年5月5日、ハリソン総督は、フィリピン総督を辞任した。ウィルソン大統領の下で、ハリソン総督は、自治を拡大し、フィリピンがアメリカの自由な市場から切り離されても自立できるような経済政策を推進した。しかし、共和党のウォーレン・ハーディング (Warren G. Harding) が大統領に当選すると、1921年10月5日、レナード・ウッド (Leonard Wood) 将軍がフィリピン総督に任命された。ウッド将軍の政策は、ハリソン総督のものとは正反対であった。しかし、フィリピン人から見れば、本国の政権交代でフィリピンの政策が大きく変化するのは理解しがたかった。フィリピン人は、高圧的なウッド総督の執行府に対する拠点としてフィリピン人代表からなる議会を支持した。ジョーンズ法には、「総督は、別途規定されていない限り、フィリピン上院の助言と承認を得て、総督が現在指名できるか、またはこの法律によって任命できるか、もしくは今後任命できるようになる官吏を任命しなければならない」(20節)と規定され、この文言は、諮問会議 (Council of State) という一種の内閣を設けると解釈できた。上院は、次第に任命手続きを主導するようになり (上院が準備した三倍名簿 (ternas) から総督が選ぶようにし向けて)、実質的に内閣を選ぶようになった。さらに、諮問会議には、上院議長と下院議長も含まれることになっていたから、とうぜん、このことは、総督の内閣が総督から独立を志向することを意味した。こうして、諮問会議と総督とが衝突することになった<sup>66</sup>。

また、フィリピン議会が設けた総督、上院議長および下院議長によって組織される「統制委員会 (the Board of Control)」の権限も問題となった。この委員会は、様々な国営企業を支配しており、ウッド総督はこれを廃止し、その代わりに「理事会 (Boards of Directors)」を設け、上院議長と下院議長の選んだ理事を排除しようとして、フィリピン最高裁判所に「権限開示令状 (quo warranto)」を請求した。フィリピン最高裁判所は、総督の立場を支持する判決を言い渡した<sup>67</sup>。判決は、合衆国連邦最高裁判所に上訴され、最高裁判所は、次のような判決を言い渡した<sup>68</sup>。

66 TUGWELL, *The Stricken Land: Story of Puerto Rico*, Doubleday, New York, 1946, p. 416.

67 *Ibid.*, p. 419.

「組織法は、州と連邦双方の憲法で定められた準則に従って、統治を三つの部門—立法、執行および司法—に分けている。アメリカ州憲法の中には、何らかのかたちで、立法、執行権および司法権は、永久に分割され、互いに区別されなければならないと明記するものもある。合衆国憲法もそうであるが、このような規定を含まない憲法もある。しかし、分立は、すべてに暗示的に存する。……そして、三権分立とその結果としての三権の排他的性質は、一単に統治機構の問題であるだけでなく—その根本であり不可欠なのである」と。

要するに、ウッドは、総督の行政各部署を全般的に監督・指揮する権限がジョーンズ法により与えられているのであるから、フィリピン立法府の法律によってこの権限を制限できないと主張し、フィリピン議会の影響力を抑えて総督の権限を実質的に強化しようとしたのである<sup>69</sup>。しかし、ウッドは、1927年病死し、その後任がヘンリー・スティムソンであった。スティムソンは、ウッドのような露骨な人種的偏見を示さなかったが<sup>70</sup>、ウッドの政策を基本的に受け継ぎながらも、マヌエル・ケソンやロハスなどのフィリピン支配者層との良好な関係を築いていった。スティムソンの政策は、フィリピン独立には端的に反対しつつ、ジョーンズ法の下で政府の責任ある行動を促そうとするものであった<sup>71</sup>。しかし、スティムソンの任期は短く、1929年5月にはフーヴァー大統領の國務大臣に就任するために合衆国に帰国した。

それでも、フィリピン人の独立の願いは、衰えることはなかった。1934年、合衆国連邦議会は、第73連邦議会公法第127号を制定し、これは、一般に「タイディングズ=マクダフィー法 (the Tydings-McDuffie)」と呼ばれている。

68 *Ibid.*, p. 420; *Government of the Philippine Island v. Springer, et al* 277 U.S. 189.

69 前掲・コンラド・ベニテス, 262～4頁。

70 スティムソンは、ウッドの人種的偏見を次のように日記に書き留めている。「総督は、自己統治能力においてはメキシコの(チワワ及びソノラ)純血インディオよりはマレー人(フィリピン人)のほうが優れているが、彼らも、プエルトリコ人とキューバ人よりは劣っている。プエルトリコ人とキューバ人は、白人が入っているからである。また、彼らは、黒人よりもずっと優れており、黒人の血が入っていないのでここフィリピンでは、ずっと素朴である」と。HODGSON, Godfrey, *The Colonel: The Life and Wars of Henry Stimson 1867-1850*, Knopf, New York, 1990, pp. 129-30.

71 *Ibid.*, pp. 134-5.

この法律は、フィリピン人民が自ら憲法を制定することを認め、憲法制定の10年後に、フィリピンの独立を約束していた。ただし、憲法制定権に一定の枠を設け、新憲法は共和政体であって、「権利章典」を掲げることを求めている。新憲法は、1935年5月14日、国民投票に付され、圧倒的な支持を得て成立した。

1935年憲法は、フィリピンの組織法、特に1916年のジョーンズ法に大きく依拠しており、アメリカの憲法思想の影響を受けている。しかしながら、その他にも、マロロス憲法、ドイツ憲法、スペイン共和国憲法、メキシコ憲法、イギリスの不文憲法などが、1935年憲法の草案作成の際に参照されたと指摘されている<sup>72</sup>。

フィリピンの1935年憲法の基本原理は、次のように指摘されている<sup>73</sup>。

- ① 人民主権—主権は人民に存し、すべての統治権力は、人民に由来する<sup>74</sup>。
- ② 強力な政府—政府は、生命、自由および財産に対する基本的権利を理由として一定の制約を受けるものの、権力を包括的に付与されている。また、この基本的権利も、一定の場合には国家の維持という上位の利益に服する（そのような場合としては、国防の義務、公用取用、農地改革、教育施設の監督、労使関係などが挙げられる）<sup>75</sup>。
- ③ 権力分立—アメリカ合衆国の誕生以来、三権分立は基本的な統治原理であって、フィリピンの憲法制定議会も、この原理を継承した<sup>76</sup>。
- ④ 司法権の独立—憲法とその保障するすべての権利を保護し、廉直で公平な裁判をするためには、司法権の独立が必要である<sup>77</sup>。
- ⑤ 強力な執行権—法案に対する拒否権（6条20節1項）や緊急自体におけるヘイビアス・コーパスの停止（7条10節2項）など強力な大統領の執行

72 ARUEGO, *op. cit.*, p. 61.

73 AGUILAR, Carmencita T., "U.S. Constitutional Principles and the Development of Philippine Constitutionalism," Barton Starr (ed.), *The United States Constitution: Its Birth, Growth, and Influence in Asia*, Hong Kong University Press, 1988, p. 250; ARUEGO, *op. cit.*, p. 64.

74 ARUEGO, *Ibid.* 1条1節「フィリピンは、共和政国家である。主権は、人民に存し、すべての統治権は、人民に由来する」。

75 *Ibid.*, p. 66.

76 *Ibid.*, p. 67.

77 *Ibid.*, p. 71.

- 権を認めている（一方で「弾劾制度」（9条1節）も規定されている）<sup>78</sup>。
- ⑥ 天然資源の国有化と公共利用—これは、強力な国民感情の発露であるとされる<sup>79</sup>。
  - ⑦ 公共の奉仕精神—上院議員・下院議員は、在職中兼職を禁じられ（6条16節）、その報酬の増額も任期中は認められず（同条14節）、間接・直接に政府との契約に係わってはならない（同条17節）<sup>80</sup>。
  - ⑧ 国民の連帯—国旗を規定し（14条1節）、国語に関する規定を置いている<sup>81</sup>。
  - ⑨ 個人的・集団的社会福祉の促進—個々人の権利を保障すると同時に、公共の福祉を増進するとも謳っている（憲法前文）。「権利章典」中の権利にも、法律の制限を認めるものがある<sup>82</sup>。
  - ⑩ 社会正義—「すべての人民の福利と経済的安心を保障するために社会正義（social justice）を促進することは、国家の関心事なでなければならない」（2条5節）と定め、「社会正義」の促進を国家の責務としている<sup>83</sup>。

78 *Ibid.*, p. 75. これらは、いずれも合衆国憲法に見られる規定であるが、ハイピアス・コーパスについては、合衆国憲法は、連邦議会の立法権を制約する法理として定める。しかし、「反乱または侵略に際し公共の安全にもとづく必要の有る場合」を決定するのは、大統領である。1935年憲法は、「大統領、副大統領、最高裁判所長官および会計検査院長官は、憲法、反逆罪、収賄罪その他の重罪に有罪について弾劾され、その職を免ぜられる」と定め、合衆国憲法2条4節とほぼ同じである。

79 *Ibid.*, p. 77. 13条は、「天然資源の維持と利用」に関して、1節から6節まで規定している。

80 *Ibid.*, p. 78. さらに、公務員の採用原則について「すべての政府部局に互る民政役務は、法律によってこれを定める。民政役務の任用は、性質上何よりも秘密または高度に技術的なものを除いて、能力と適性によってのみ行わなければならない」（12条1節）。

81 *Ibid.*, p. 80. 14条3節「議会は、現在使われている土着の言語のいずれかに基づいて共通の国語を發展させ、採用するよう措置をとらなければならない。法律で別途規定するまで、英語とスペイン語が引き続き公用語として用いられるものとする。ただし、憲法の文言については、「この憲法は、英語とスペイン語で公式に公布されなければならないが、矛盾する場合には、英語の法文が優先するものとする」（同条10節）と定めている。

82 *Ibid.*, p. 81. 3条3節「居住移転の自由は、法律の定める範囲内で、侵されない」および同条6節「法に反しない目的で団体または結社をつくる権利は、制約されない」という規定がある。

83 *Ibid.*

- ⑩ 法の支配—司法制度だけでなく<sup>84</sup>、公務員の憲法擁護義務を定める<sup>85</sup>。法令審査権については、「条約または法律の合憲性にかかわるすべての事件は、最高裁判所大法廷が審理し、判決を言い渡さなければならず、いかなる条約または法律も、最高裁判所全員の3分の2の意見が一致しなければ、違憲であると宣言することはできない」(10条10節)と定める。
- ⑪ 多数決原理—民主主義のとうぜんの帰結としての原則であるが、少数意見を踏みにじるものであってはならない<sup>86</sup>。

以上の特徴に加えて、⑩の規定が置かれている2条の「諸原理の宣言(declaration of Principles)」には、特に日本国憲法の9条との関係で、興味深い規定が見られる。その1節では、共和制と人民主権を謳い、2節では、「国家の防衛が政府の第一の義務であって、この義務を履行するには、すべての市民が法律によって個人の軍務または市民としての役務を果たすよう求められる」と規定すると同時に、3節では「フィリピンは、国策の手段としての戦争を放棄し、一般的に受け入れられている国際法原理を国法の一部として取り入れる」と宣言しているからである。

立法権については、「立法権は、フィリピン議会(Congress of the Philippines)<sup>87</sup>に付与され、この議会は、上院と下院によって構成されるものとする」(6条1節)と定め、民選による(同条2節および5節)。「執行権は、フィリピン大統領に付与される」(7条1節)として、大統領は、人民の直接投票によって選ばれ、その任期は4年である(同条2節)。ただし、選挙権については、識字能力による制限を設けており、普通選挙制度はとられていない<sup>88</sup>。

司法制度の特徴を挙げれば、次のとおりである<sup>89</sup>。

- ① 最高裁判所は、憲法に明記された憲法上の裁判所であるから、法律によって廃止できない(8条1節「司法権は、最高裁判所および法律の定めるところに従って下級裁判所に付与される」)。

84 8条1節「司法権は、最高裁判所および法律で定めるその他の下級裁判所に付与されるものとする」。

85 *Ibid.*, p. 82. 14条2節「すべての公民と軍人は、憲法を擁護するよう誓約しなければならない」。

86 *Ibid.*, p. 83.

87 1939年の憲法改正によって、「国民議会(the National Assembly)」という名称からこの名称に変更された。

- ② 他の裁判所は、法律によって設置されるから、立法機関は、これを廃止できる<sup>90</sup>。
- ③ すべての裁判官は、任命委員会の同意を得て、大統領が任命する<sup>91</sup>。
- ④ 裁判官は、70歳まで、あるいは任務を遂行できなくなるまで、品行方正であるかぎり罷免されない<sup>92</sup>。
- ⑤ 裁判権は、法律に定められたところに従って行使されるが、憲法が最高裁判所に付与した権能は制限されない<sup>93</sup>。
- ⑥ 裁判所は独立し、他の機関は司法権を行使できない<sup>94</sup>。

「下級裁判所」とは、治安裁判所判事 (justices of the peace courts) (ただし、一部の都市では市町村裁判所 (municipal courts) が設置されている)、第一審裁判所 (courts of first instance)、上訴裁判所 (Court of Appeals) である<sup>95</sup>。1935年憲法の「権利章典」は、ジョーンズ法のものと同基本的と同じであるが、

88 5条1節「選挙権は、法律によって資格がないとされないかぎり、フィリピン島嶼の男子市民で、満21歳以上で、読み書きができ、フィリピン島嶼に一年間居住しており、自治体においては、投票したい場所に選挙の前少なくとも6箇月間居住している者がこれを行行使できる。国民議会は、この憲法が採択されて2年以内にそのために開催される国民投票において、必要な要件を有する以上30万人の女性がこの問題について賛成であるならば、選挙権を女性にも拡大しなければならない」。後に、女性にも、参政権が認められた。Ibid., p. 790.

89 Ibid., p. 298.

90 8条2節「国民議会は、あらゆる裁判所の裁判権を規定し、命じ、配分する権能を有する。しかし、最高裁判所から、大使その他の行使・領事に係る裁判権も、裁判法または裁判所規則に規定されるところに従って、上訴、裁量上訴または誤審令状に基づいて、下記の事件で下級裁判所の終局判決と命令を審査し、変更し、覆し、修正し、または確認する裁判権を奪うことはできない」。

91 8条5節「最高裁判所裁判官および下級裁判所の判事は、国民議会の任命委員会の同意をえて、大統領が任命する」。

92 8条9節「最高裁判所裁判官および下級裁判所の判事は、70歳に達するまで、または裁判官の任務を果たせなくなるまで、品行方正である限り、その職にとどまるものとする。裁判官と判事は、法律に定められた報酬を受け取り、これは、在職中、減額されることはない」。

93 8条2節。

94 8条9節および7節。7節「特定の地方に任命された裁判官は、最高裁判所の同意がなければ、他の地方に指名または移転させられることはない」。

95 ARUEGO, *op. cit.*, p. 298.

居住移転の自由(3条4節)、通信の秘密(同条5節)、裁判を受ける権利が新たに明記されている(同条20節)。公金支出禁止条項は、文言は同一であるが、「権利章典」から6章「立法部門」に移された(同条23節3項)。ただし、「宗教、慈善または教育目的に限り」不動産については、課税されないと規定された(同条22条3項)。

憲法改正手続きには、国民投票が導入された<sup>96</sup>。そして、前述の二院制議会、大統領の再選と4年の任期、選挙委員会の設置は<sup>97</sup>、1939年の憲法改正によって導入された。

しかしながら、フィリピンに独立を認める合衆国のタイディングズ=マクダフィー法によって、1935年憲法には、その17条(改正によって18条となる)にアメリカ人の権利を認め、合衆国への義務を規定する一連の条文が付記されている。すなわち、「タイディングズ=マクダフィー法によって、以下のようにフィリピンの独立宣言により事実上効力を停止する、最初の憲法に含まれるべき憲法付記の命令」として、その1節に「前記の憲法の規定にもかかわらず、フィリピンに対する合衆国の主権が最終的に完全に撤回されるまでは、次のとおりとする」と規定して、20箇条に互る条文を付記している<sup>98</sup>。その内容は、①合衆国への忠誠、②官吏の忠誠、③宗教的寛容、④合衆国・宗教団体の財産

96 *Ibid.*, pp. 56-8. 修正条項自体が修正されている。15条1節「両院合同で開催される議会は、各院でそれぞれ投票する全上院議員および全下院議員の4分の3の投票によって、憲法の修正を発議するか、そのための会議を召集することができる。その場合の修正は、修正がその承認を求めて人民に付される選挙で過半数の投票で承認されたとき、憲法の一部として有効なものとする」。

97 10条として挿入された。

98 *Ibid.*, pp. 809-12. その規定は、以下のとおりである。

- ①「フィリピンのすべての市民は、合衆国に忠誠を負うものとする」。
- ②「フィリピン共和国政府の公務員は、その責務を果たすについて、合衆国の最高権威を認め、受入、また、合衆国に信義と忠誠を維持する、真っ先に宣言することによって、公務就任の誓いをたて、署名しなければならない」。
- ③「宗教感情の完全な寛容が確保され、いかなる住民または宗教団体も、宗教信条または礼拝様式によって身体または財産を侵害されない」。
- ④「合衆国が所有する財産、この財産に付属する墓地、教会および牧師館または修道院および宗教、慈善または教育上の目的にのみ用いられる土地、建物および改良地は、免税とされる」。
- ⑤「フィリピンと合衆国との貿易関係は、1934年3月24日に可決された連邦議会公

- 法第127号で1939年8月7日に合衆国連邦議会で可決修正されたものの第6節の規定に基づくかなければならない」。
- ⑥「フィリピンとその下位部門の公債は、合衆国政府が現在と将来設定する限度を超えることはできず、借入は、合衆国大統領の承認なしに外国と契約してはならない」。
- ⑦「フィリピン諸島の現政府、県、市町村、便宜機関の借入、負債および債務は、この憲法の採択の時に有効で存在しているものであれば、フィリピン共和国政府が引き受け、支払わなければならない」。
- ⑧「フィリピン共和国政府は、主に英語で実施される適切な公教育制度を設けて、これを維持しなければならない」。
- ⑨「通貨、貨幣鑄造、輸出入および移民に影響する制定法は、合衆国大統領が承認するまで、法律とならない」。
- ⑩「外交問題は、合衆国の直接の監督と支配のもとに置かれるものとする」。
- ⑪「フィリピン共和国国民議会（改正により「議会」）が可決するあらゆる制定法は、合衆国連邦議会に報告されなければならない」。
- ⑫「フィリピンは、公用のために財産を収用し、フィリピンにおいて軍事その他の保留地および軍隊を維持し、また、合衆国大統領の命令によって、フィリピン共和国政府が編成するすべての軍を招集する合衆国の権利を承認する」。
- ⑬「フィリピンの裁判所の判決は、現在規定されているように合衆国連邦最高裁判所の審査に服するものとし、この審査は、フィリピン憲法に係わるあらゆる事件にも適用されるものとする」。
- ⑭「会計監査委員長の決定からの上訴は、合衆国大統領に起こすことができる」。
- ⑮「合衆国は、大統領の宣言によって、フィリピン共和国政府の存続のために、また、この憲法に規定されている政府の維持のために、さらに、生命、財産および個人の自由を守るために、また、憲法の規定に基づき、憲法の規定に従って、政府の義務を履行するために、介入する権利を行使できる」。
- ⑯「1934年3月24日に可決された合衆国連邦議会公法第127号に規定されたフィリピン共和国政府に対する合衆国高等弁務官の権威は、これによって承認される」。
- ⑰「合衆国の市民及び会社は、フィリピン共和国において、その市民と会社それぞれのすべての権利を享受するものとする」。
- ⑱「すべて適切に採択されたフィリピン憲法の修正条項は、裁可のために合衆国大統領に提出されなければならない。大統領が修正条項を裁可するか、または修正条項の提出から6箇月以内に、大統領が裁可しない場合には、その修正条項は、憲法の一部としての効力を有するものとする」。
- ⑲「合衆国大統領は、フィリピン共和国政府の法律、契約もしくは執行命令の施行または実施が、その判断するところでは、フィリピン共和国政府がその契約を履行せず、債権保証のある負債とその利子を支払わず、もしくはその下落する基金に備えないことになるか、フィリピンの通貨の防衛準備基金を損なうか、または

の非課税, ⑤フィリピンと合衆国との貿易, ⑥フィリピンの公債限度, ⑦政府の負債の弁済義務, ⑧公教育と英語教育, ⑨貨幣・輸出入・移民に関する法律, ⑩外交問題の監督, ⑪フィリピン議会の立法の合衆国連邦議会への報告義務, ⑫合衆国の公用収用・軍事基地, ⑬フィリピン裁判所判決の合衆国連邦最高裁判所の審査, ⑭総監査役の決定に対する訴え, ⑮合衆国の介入, ⑯合衆国の高等弁務官の権威, ⑰合衆国市民と会社の権利, ⑱憲法改正と合衆国大統領の承認, ⑲合衆国大統領の拒否権および⑳フィリピン大統領からの合衆国大統領・連邦議会への年次報告の義務である。

したがって、これらの条文の多くが1916年のジョーンズ法の規定を引き継いでおり、1935年憲法は、フィリピンの自己統治の試運転期間を表す憲法といえる。

#### 第4章 日本占領とフィリピン憲法

##### 1 フィリピンの独立と日本

アメリカが太平洋国家として登場するのは、1900年前後である。それまでは、経済的に第一義的に重要であったのは、ヨーロッパであり、合衆国が「棍棒外交」と「ドル外交」によって自国の利益の拡大しようとしたのは、中米・カリブ海地域であった。合衆国のローズヴェルト政権、タフト政権およびウィルソン政権による東アジア政策は、大きく「単独行動」と「協調行動」という二つの柱があったが、「協調行動」が実行不可能で、非効果的で、緊急を要する場合には、勢力均衡の視点から「単独行動」が採用される<sup>99</sup>。ウィルソン政権の対日政策は、一方では、国際連盟の創設に見られるように普遍的価値に根差した国際主義を掲げながら、「急速な近代化を遂げて大国の一員となった日本の存在を事実として受け止めるよりも、むしろ東アジアにおける日本の台頭をさまざまな方法を用いて抑制することに終始しがちであった」<sup>100</sup>。フィリピンは、

合衆国の国際的な義務を侵害すると思われるならば、その実施または実施を停止する権能を有するものとする」。

⑳「フィリピン共和国大統領は、フィリピン共和国政府の手續きと運営について合衆国大統領に年次報告を作成し、大統領または連邦議会が求める他の報告書を作成しなければならない」。

99 高原秀介『ウィルソン外交と日本—理想と現実の間1913-1921年』(創文社、2006年)16頁。

合衆国の太平洋における戦略的要衝であり、ウィルソンは、自由や民主主義といったアメリカの普遍的価値をフィリピンに適用することで、フィリピン人を教化し、その自治を拡大する政策をとった<sup>101</sup>。ウィルソンによれば、国民として認められるためには、明確な歴史意識をもった有機的な共同体を成長させる必要があり、そのためには国家の役割が重要である。合衆国は、フィリピンにおいてこの役割を引き受けているというのである<sup>102</sup>。

桂・タフト協定(1905年7月)は、朝鮮とフィリピンにおける日米それぞれの優越的地位を認めるというものであった。日本政府は、このような合衆国政策を次のように判断している。1899年フィリピンを併合した当時の統治原則は、①フィリピン人に対して、文明正義にして、また有効ななる政治を施すこと(善政主義)、②フィリピン人に自治政治の教育を施すこと(自治政治主義)であると指摘されている<sup>103</sup>。後者の原則から、自治政府の要職にフィリピン人が就任するよう促され、事実、政府機関のフィリピン人化は、徐々に推し進められていった。特に、1913年、民主党ウィルソン大統領が任命したハリソンのフィリピン総督時代には、このフィリピン人化は、急速に進展した。このウィルソン大統領の政権下において、1916年のフィリピン組織法(いわゆるジョーンズ法)が制定された。

1907年の選挙による下院議長になったオスメーニャ(Sergio Osmeña)は、国民党(the Nacionalista Party)を率いて政治的に大きな影響力を振るったが、1916年のジョーンズ法によって上院が設けられると、上院議員議長に選出されたケソン(Manuel Quezon)が、オスメーニャの政敵として登場した。ハリソン総督とこの両者の政治形態は、議会の信任に基づく責任内閣のような形態を示し、「三頭政治」と論じられている<sup>104</sup>。

しかし、ウッド総督は、前述のようにジョーンズ法を厳格に適用して、「三頭政治」に歯止めをかけた。文書課の前記の報告によれば、ジョーンズ法は、

100 同前, 310頁。

101 同前, 234頁。

102 AMBROSIUS, Lloyd E., *Wilsonianism: Woodrow Wilson and His Legacy in American Foreign Relations*, Palgrave, Macmillan, New York, 2002, p. 128.

103 文書課『外国植民地制度梗概 [二] 比律賓自治法』(大正14年3月)1頁。JACAR (アジア歴史資料センター<http://www.jacar.go.jp/>) Ref. A06032017100

104 同前, 7～8頁。

百年來の連邦領をフィリピンに適用したものであり、総督を責任内閣の下におく趣旨ではないからである<sup>105</sup>。そして、「元來ジョーンズ自治法に規定される政治的型式はいずれの大植民地に適用しても、必ず失敗に終わって居る」と評している<sup>106</sup>。しかし、「善政主義」と「自治政治主義」がフィリピン社会にどのような影響を与えたのかについては分析していない。

このような合衆国の統治は、合衆国の「民主主義の見本(a “showcase of democracy”)」を世界に示そうとする植民地政策の実施の結果である。アメリカ軍は、フィリピンの反乱分子を制圧するとともに、文官政府は、フィリピン社会の改革を実施した。その際、アメリカ型の「権利章典」も、司法制度改革、法典編纂などを通じて植民地社会変革のための綱領となった。たとえば、アメリカ型の政教分離原則を適用することによって、フィリピンの教会制度を教皇庁と切り離し、教団財産を売却するよう迫った。フィリピンのエリート(イルストラード)は、売り出された教会財産を買い取ることによって富を集中していった<sup>107</sup>。さらに、フィリピンを合衆国の市場に組み入れることによって、エリート層の利害は、密接なかたちで合衆国の統治と結び付けられたのである。このような変革には、さらに文化的に深刻な問題も随伴していた。スペイン支配下でのスペイン語から合衆国支配下での英語へと公用語が転換される中で、過去のスペイン統治下の歴史からも断ち切られることとなったからである。

その結果として、アメリカは、フィリピンの寡頭制支配を強化することとなった。合衆国は、支配層の忠誠を得ることで、フィリピンの大多数の忠誠を得ることができた。フィリピン人の合衆国に対する忠誠は、フィリピン人の健康、教育、福利を増進しようとするアメリカ人の努力に裏打ちされていた。そして、フィリピンの合衆国への忠誠は、ダグラス・マッカーサーに具現された。マッカーサーは、アメリカの政策を具体化する聖人のごとくに見えたからである<sup>108</sup>。

ジョーンズ法は、その前文で「合衆国人民の目的は、フィリピン諸島に安定

105 同前、11頁。

106 同前、14頁。

107 STEINBERG, David Joel, *Philippine Collaboration in World War II*, Solidaridad Publishing House, Manila, 1967, p. 12.

108 *Ibid.*, pp. 14-5.

した統治が確立されるならば、直ちにフィリピン諸島に対する合衆国人民の主権を撤回し、その独立を認めること」である、とフィリピンの独立に言及している。フィリピン議会は、この独立を要求するために、合衆国に使節団を派遣し、公衆衛生、教育、経済、政治などの諸分野において「安定した統治」が行われることを証明しようとした。つまり、「アメリカとフィリピンは、もう十分に『似ている』ことを主張しなければならなかった」のである<sup>109</sup>。

しかし、フィリピン人は、スペイン帝国に組み込まれることによって、西欧文明を体験し、自ら西欧文化を有すると主張すると同時に、一方では、西欧文明に接触する前からアジアの文化を受け継いできたことも紛れもない事実であった。そこに、東洋民族として日本との同盟関係の構築を説くフィリピン人の主張が生まれる余地があった<sup>110</sup>。

## 2 日本の軍政と1943年憲法

フィリピンは、日本軍の後押しを受けて1943年10月14日、独立を宣言した。独立したフィリピン第二共和制国家の設立には、憲法が制定されなければならなかった。日本の大東亜省は、「政戦南略ノ見地」から独立は早いほうがよいと判断し、その場合、考慮すべき条件として、フィリピン憲法の基礎になっている米国式の考えを是正する必要があると論じている。フィリピン人の考えをできるだけ尊重するとしても、「比島憲法ノ基礎タル米國式觀念ノ是正」、特に「人民主権」のような思想は変更し、憲法にはアジア的性格を与える必要があると論じている<sup>111</sup>。ただし、過剰な「東亜的イデオロギー」を押しつければ、フィリピン人の反感を買い、かえって逆効果をもたらすと戒めてもいる<sup>112</sup>。

黒田重徳比島軍司令官は、村田省蔵顧問を中心とする「比島調査委員会」を設けた。その委員には、「嶺山政道（政治、行政）、末川博（法律）、大島正徳（教育）、伊藤兆司（農業）の諸氏」が就任した<sup>113</sup>。フィリピン独立準備委員会（Preparatory Commission for Philippine Independence）が1943年6月に

109 前掲・中野、135頁。

110 STEINBERG, *op. cit.*, p. 16.

111 大東亜省『比島獨立實施ノ時期及態様ニ關スル一考察』（昭和18年5月6日）、4～5頁。JACAR, Ref. B02032952900

112 同前、9頁。

設置され、宇都宮直賢大佐がこのフィリピン独立委員会に憲法を起草するよう促した<sup>114</sup>。宇都宮大佐によれば、「比島側はラウレル氏を比島第一級の法律学者と自他共に許しているレクト氏を、日本側は軍政顧問の村田氏を長とする左の面々で委員会を作った。嘗て東大教授時代にラウレル氏の博士論文の審査員だった嶺山政道博士のアドバイスを受け乍ら、熱心に比島の新憲法に取り組んだのである」<sup>115</sup>。憲法問題には、司波実が担当した<sup>116</sup>。宇都宮大佐は、フィリピン側との折衝の報告を受けて、軍司令官の認可を受けて大本营との連絡にあ

113 東畑精一『私の履歴書』（日本経済新聞社、1979年）85頁。この委員会の成果が『比島調査報告書』（昭和1944年）であり、アメリカのフィリピン占領後に作成されたタフト委員会の報告書に劣らぬものをとという意気込みであったという（同前、86頁）。

114 委員の何人かは、1935年憲法の特別委員会委員であった。1935年の委員は、次のとおりであり、そのうち◎印を付した者が1943年の独立準備委員会委員である。委員長◎レクト (Claro M. Recto), 議長◎ロハス (Manuel Roxas), ロムアルデス (Norberto Bomualdez), エンカルナシオン (Vicente Singson Encarnacion), ベニテス (Conrado Benitez), オンティベロス (Jose M. Hontiveros), ロメロ (Jose E. Romero), ラウエル (Jose P. Laurel), ネポムセーノ (Ricardo Nepomuceno), パルマ (Rafael Palma), アレリヤーン (Francisco Arellano), リム (Manuel Lim), モンティノーラ (Ruperto Montinola), サンディコ (Teodoro Sandiko), ◎プリオーネス (Manuel C. Briones), クアデルノ (Miguel Cuaderno), ソト (Filemon Sotto), アルエゴ (Jose M. Aruego), クエンコ (Jesus M. Cuenco), フランシスコ (Vicente J. Francisco), ◎オシアス (Camilo Osias), オレンセ (Eusebio Orense), レイエス (Jose S. Reyes), デルガード (Jose M. Delgado), ベルフェクト (Gregorio Perfecto), コネヘーロ (Jose D. Conejero), ロクシン (Jose C. Locsin), カラム (Fermín G. Caram). ARUEGO, *op. cit.*, p. 55. ホセ・P・ラウレル／日本語版刊行委員会編『ホセ・P・ラウレル博士戦争回顧録』（日本教育新聞社、1987年）56～7頁。

115 宇都宮直賢『南十字星を望みつつ—ブラジル・フィリピン勤務の想い出』（私家版、1981年）131頁。

116 委員の役割は、以下のとおりである。同前、131～2頁。

- ① 主として比島憲法 軍政監部総務部司法班長 司波実氏（元東京高裁検事，後弁護士）
- ② 主として日比条約 同外交班長 小滝彬氏（外務省出身，戦後防衛庁長官）
- ③ 主として経済関係の日比条約 村田顧問秘書 秋山竜氏（独立後日本大使館一等書記官，戦後運輸事務次官，日本空港社長）
- ④ 全般 大使館一等書記官 福島慎太郎氏（戦後共同通信社長，同会長，元プロ野球コミッショナー等歴任，共同通信相談役）

たった<sup>117</sup>。

宇都宮大佐は、委員会に三つの原則を示した。すなわち、①「憲法前文は国家の構造と機能に関する基本原則の規定にとどめるべきこと」、②国家の組織構造は、「政府権限の行使に最大限の柔軟性を保障して国家遂行上の能率と効能を確保する……行政権の効率的な機能が阻害・毀損されない配慮が必要であり」、人民の政治参加は副次的とすべきこと、③「とりわけ今次戦争の間は、行政権への権力集中に配慮すべきこと」である<sup>118</sup>。つまり、この憲法案は、「大東亜戦争」後にさらなる新憲法を制定すると規定しているように<sup>119</sup>、戦争中の憲法である点を考慮して、その規定を理解すべきであろう。このことは、現地軍の宇都宮部長と「準備委員会」の委員の「ラウエル」、「アバンセニヤ」、「アキノ」および書記との会談で、「ラウエル」の発言として、「新憲法は、刻下の非常時において施行せられるものなるがゆえに、非常時の適応するよう執行権中心主義をとる必要あることはご示達の通りなり」（一部表記を改めた）と回答していることから分かる<sup>120</sup>。

軍の説明では、1943年憲法案を旧憲法（1935年制定・1940年改正）と比較しつつ、その特徴を次のように指摘している<sup>121</sup>。また、憲法草案作成過程においては、日本の憲法を参考にした案も考えられたが<sup>122</sup>、形式的には、できる限り

117 同前、132頁。

118 池端雪浦・リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』（岩波書店、2004年）207頁。

119 フィリピン1943年憲法12条1節「大東亜戦争の終結の一年以内に、国民議会は、国民議会の代議員の人民普通選挙による選挙を法定しなければならず、この選挙の後、遅くとも60日以内に、新憲法を策定し、採択するために集会しなければならず、新憲法は、このために開催される人民投票において人民の承認によって成立するものとする。その承認の後、国民議会は、新憲法の下での官職の選挙とこれによって設けられる政府の開会式を定めるものとする」。

120 大東亜省『獨立準備委員会ニ對スル現地軍示達經過』（昭和18年7月2日）、1～2頁。JACAR, Ref. B02032953300

121 渡集團司令部『新憲法草案（起草分科委員会確定案）ニ關スル説明書』（陸軍省軍務課複製、昭和18年8月24日）、1～3頁。この文書には、憲法草案の英語の原文が付されている。JACAR, Ref. B02032952900

122 大東亜省『比島新憲法ニ關スル説明』において、「ラウエル」は、個人的には東亜の性格が必要であるという意見をもっていたため、「ラウエル」試案は、「寧ろ日本憲法に近きが如きとなりし」と述べている（2頁）。JACAR, Ref. B02032952900

旧憲法の規定を取り入れ、「比島人ノ作レル比島憲法」とし、日本的な憲法を押しつけまいよう論じている。黒田司令官も、フィリピン憲法案の作成にあたって、日本の憲法を手本とすることには、真っ向から反対し、フィリピン人は、「アメリカは善政を施していたと思っているし、実際アメリカはフィリピン人をさほど苛めてはいなかったのだ。憲法はアメリカ式の自由主義的なものであるべきだ」と強く主張していた<sup>123</sup>。「準備委員会」の一致した意見は、「日本式臭味多き比島人に目新しき憲法を作るときは、委員会が全く日本の傀儡なりとの感触を一般民（特に一般人を動かす力ある知識階級）に与え、新政府の活動も著しく阻害せられるべきを惧れているものの如し」と推察している<sup>124</sup>。

宇都宮大佐と司波司法班長は、陸軍省で東条首相兼陸相と富永陸軍次官（中将25期兼人事局長、後第4航空軍司令官としてマニラに駐留）に、フィリピン憲法草案について説明した。憲法草案は、1935年憲法を下敷きにしていたので、2条の「諸原則の宣言」も残されており、特にその3節「フィリピンは、国策の手段としての戦争を放棄し」という規定が問題となった。東条首相は、「フィリピンには、1,800万人もの人間がいるのに一人も軍人を出そうとしないのか。一体どこにこんな憲法があるのか」とご機嫌はなはだ斜めであったということである<sup>125</sup>。しかし、宇都宮大佐は、「余りに違う形の憲法を押しつけると、相手方に受け入れられなくなる公算が頗る大である」と説得し、結局、用意した憲法草案とおりの憲法を認めてもらったと回顧している<sup>126</sup>。ただし、実際に成立した憲法典には、この2条の「諸原理の宣言」自体を欠いており、憲法案の審議過程でこの規定が削除されたと推測される。

123 前掲・宇都宮、132頁。

124 前掲・大東亜省、6頁。

125 前掲・宇都宮、132頁。宇都宮大佐の表現では、2条3節は、「国策としてはフィリピンは、自分の方から外国に戦争をしかけることは認めない」という文言であるが、英文の表現は不明である。おそらく、他の条文も1935年憲法の文言が引き写されているから、この規定についても憲法草案と1935年憲法と同じであると推測できる。宇都宮大佐の回顧録では、説明の日付ははっきりしないが、東条首相が1943年10月6日「比島独立の件」に関連して「比島憲法」に言及して、「日本だけの立場から憲法学的に観察すれば、不満の点はある」とのべているところかすと（伊藤隆・廣橋眞光・片島紀男『東条内閣総理大臣機密記録：東条英機大將言行録』（東京大学出版会、1990年）521頁）、これ以前ということになるだろう。

126 同前、133頁。

- ① 旧憲法では、合衆国憲法に倣って「立法」、「行政」および「司法」という厳格な三権分立制度を採用しており、三権は、相互に抑制・均衡原理に立脚していた。その例として、「大統領の法案拒否に対する議会ノ再通過権、司法ノ法令条約等の合憲性審査権、大統領の人事権に対する議会任命委員会の掣肘、大統領等の弾劾制度等」をいる<sup>127</sup>。
- ② 権利保障については、これも合衆国憲法の権利章典に倣って人民の権利を制限する立法を禁じているが、「日本其の他各国憲法によれば人民の権利といえども国家的必要に基づく法律の制限を受くることになっているのに対し旧憲法は人民の権利を制限する立法をも禁じて居る条項が多数」であった。
- ③ 条文の規定の仕方が冗長であって、法律で規定すべき条項も憲法に規定されていた。そのような規定は、特に「実質的に国家権力ことに行政権権に対し大なる掣肘を加うる効果」をねらっていた。

以上の旧憲法の特徴に対して、新憲法草案の特徴を次のように論ずる<sup>128</sup>。

- ① 三権の規定の順序を「行政」、「立法」および「司法」の順に改め、権利章典を「司法」の後ろに配置した。
- ② 「実質的に行政権強化に付き特別の配慮が加えられたこと」として、次の6点を挙げている。すなわち、
  - (ア) 旧憲法では、大統領の法案拒否権に対して議会は、3分の2の議決によって法案を再び可決成立することができたが、新憲法では、これに対しても大統領が拒否権を行使できる。
  - (イ) 旧憲法では、大統領が任命する人事に対して議会の同意が必要とされていたが、新憲法では、これを廃止した。
  - (ウ) 旧憲法では、裁判所の法令審査権の行使には3分の2の賛成を必要とされていたが、新憲法では、「全員一致」にした。
  - (エ) 旧憲法では、大統領は、国民議会開会中は緊急権を行使できなかったが、新憲法ではこれを認めている。
  - (オ) 旧憲法では、大統領は、地方自治機関に監督権を有していたものの、

127 2条は、執行権を規定し、3条は、立法権を規定し、4条は、司法権を規定する。

128 同前、3～6頁。

指揮命令権を有していなかったが、新憲法では、これを認め、「地方自治の官治的側面を強化し中央集権化」した。

(カ) 旧憲法では、議会在宣戦の権利を有していたが、新憲法では、条約締結と同じように「議会議三分の二の同意を条件として大統領の権限」に属するとした。

続いて、「新憲法草案の概略的説明」の中で、「人民の義務及権利」<sup>129)</sup>について

---

129 比律賓獨立準備委員會起草分科會『比律賓共和國憲法草案(翻譯)』(昭和18年8月17日)によるその内容は以下の通りである。最終的に成立した1943年憲法の規定も、これと同じである。]ACAR, Ref. B02032952900

「第七條 市民ノ義務及ビ權利

第一項 法律ノ要求スルトコロニ從ヒ文武ノ公役ニ服シ、租税及ビ手数料ヲ納付シ並ニ有用ナル職業及ビ業務ニ従事スルハ市民ノ義務タルモノトス

第二項 正當ナル法律上ノ手續ヲ經ズシテ生命、自由若ハ財産ヲ剝奪シ又ハ法令ノ平等ナル保護ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三項 國教ノ創始ニ關スル法律又ハ信教ノ自由ヲ禁止スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ、市民權又ハ政治的權利ノ行使ニ關シテハ何等宗教上ノ宣誓ヲ要セズ

第四項 契約上ノ義務ヲ毀損スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ

第五項 刑事ニ關スル遡及法ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ

第六項 債務ヲ理由トシテ人ヲ監禁スルコトヲ得ズ

第七項 本人ノ意思ニ依ラザル服役ハ如何ナル形式ノモノタルヲ問ハズ存在スルコトナシ、但シ當事者ガ正當ノ手續ニ依リテ有罪ト判決セラレタル犯罪ニ對スル刑罰トシテノ場合ハ此ノ限り在ラズ

第八項 人身保護令ノ特權ハ之ヲ停止スルコトヲ得ズ、但シ侵略、擾亂若ハ叛亂又ハ公共ノ安全ヲ保持スル爲必要ナル場合ハ此ノ限り在ラズ

第九項 私有財産ハ公正ナル代償ナクシテ公共ノ用ニ供スル爲取用セラルルコトナシ

第十項 貧窮ノ故ヲ以テ裁判所又ハ行政裁判所ニ對スル訴訟ノ自由ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一項 平和、道德、衛生、安全又ハ公安ノ爲法律ノ定メタル制限ノ範圍内ニ於テ左ノ各號ノ權利又ハ自由ハ之ヲ侵スコトヲ得ズ

(一) 不當ノ搜索及ビ差押ニ對シ安全ヲ保障セラルル權利

(二) 通信及ビ信書ノ秘密

(三) 法律ニ違反セザル目的ノ爲ニスル結社又ハ團結ノ權利

(四) 無差別且同等ニ認メラレタル信仰表白ト禮拜ノ享有及ビ実行ノ自由

(五) 法律ノ定ムル範圍内ニ於ケル居住及ビ移轉ノ自由

(六) 言論若ハ出版ノ自由又ハ平穩ニ集會シテ不平ニ對スル匡救ニ關シ政府ニ請願スル人民ノ權利」。

て5点にわたって論じている<sup>130</sup>。これらの「権利章典」規定は、1935年憲法のものと同様内容は、かなり似通っている<sup>131</sup>。たとえば、適正手続きについて、

130 前掲・『新憲法草案(起草分科委員会確定案)ニ關關スル説明書』, 12～5頁。

131 外務省条約局『『フィリピン』聯邦憲法(1940年)』『条約集』(第21輯第21卷, 昭和18年4月14日)の内容は、次のとおりである(4～6頁)。ただし、これは、1940年の改正を経たものである。JACAR, Ref. B02031593200

「第三條 民權要綱

第一節

- (一) 何人ト雖モ正當ナル法律上ノ手續續ヲ經ズシテ生命、自由又ハ財産ヲ剥奪セラルルコトナカルベク又何人ト雖モ法律ノ平等ナル保護ヲセラルルコトナカルベシ
- (二) 私有財産ハ公正ナル代償ナクシテ公共ノ用ニ供スル爲取用セラルルコトナカルベシ
- (三) 不當ノ搜索及差押ニ對シ己ノ身體、家屋、書類及家財ガ安全ナルノ國民ノ權利ハ侵サルルコトナカルベク又原告及其ノ提供スル證人ヲ宣誓又ハ確言ヲ爲サシメテ取調ベタル後ニ於テ裁判官ガ決定スベキ立證ノ見込アル訴訟理由ニ基クニ非ザレバ逮捕状ハ發セラルコトナカルベシ逮捕状ニハ搜索場所及逮捕セラルベキ者又ハ差押ヘラルベキ物ヲ詳細ニ記載スベシ
- (四) 法律ノ定ムル範圍ニ於ル居住及住居變更ノ自由ハ毀損セラルルコトナカルベシ
- (五) 通信及信書ノ秘密ハ裁判所ノ合法的命令ニ依ルカ又ハ公ノ安寧及秩序ノ爲別段ノ必要アル場合ヲ除クノ外侵サルルコトナカルベシ
- (六) 法律ニ違反セザル目的ノ爲組合又ハ結社ヲ組織スルノ權利ハ剥奪セラルルコトナカルベシ
- (七) 宗教ノ公認ニ關スル又ハ宗教ノ自由ナル信奉ヲ禁止スル法律ハ制定セラルルコトナカルベク又宗教上ノ表白及禮拜ノ差別又ハ優先權ナキ自由ナル實行及享有ハ永久ニ許容セラルベシ市民權又ハ政治的權利ノ行使ニ付テハ何等ノ宗教上ノ宣誓ヲモ要スルコトナカルベシ
- (八) 言論若ハ出版ノ自由又ハ平穩ニ集合シテ不法ヲ匡救スルコトヲ政府ニ請願スルノ國民ノ權利ヲ剥奪スル法律ハ制定セラルルコトナカルベシ
- (九) 貴族ノ稱號ヲ付與スル法律ハ制定セラルルコトナカルベク又利得又ハ信用ヲ伴フ職ニ在ル者ハ何人ト雖モ「フィリピン」議會ノ同意アルニ非ザレバ外國ヨリ如何ナル贈與、報酬、公職又ハ如何ナル種類ノ稱號ヲモ受クルコトヲエズ
- (十) 契約上ノ義務ヲ毀損スル法律ハ可決セラルルコトナカルベシ
- (十一) 遡及法又ハ民權及財産剥奪法ハ制定セラルルコトナカルベシ
- (十二) 何人ト雖モ負債ノ故又ハ人頭税不拂ノ故ヲ以テ投獄セラルルコトナカルベシ
- (十三) 意思ニ反スル服役ハ如何ナル形式ノモノタルヲ問ハズ存在スルコトナカル

1935年憲法では、「何人と雖も正当なる法律上の手続を経ずして生命、自由又は財産を剥奪せらるることなかる又何人と雖も法律の平等なる保護をせらるることなかるべし」(3条1節1項)と規定し、1943年憲法では、「正当なる法律上の手続を経ずして生命、自由若は財産を剥奪し又は法令の平等なる保護を拒むことを得ず」(7条2項)と規定し、両条文の文言は、ほぼ同一である。正当補償についても、前者は、「私有財産は公正なる代償なくして公共の用に供する為取用せらるることなかるべし」(3条1節2項)、後者は、「私有財産は公正なる代償なくして公共の用に供する為取用せらるることなし」(7条9項)と規定している(ただし、表記を改めた)。また、公金支出の禁止についても、1935年憲法と1943年憲法は、「立法権」の条文の一つとして規定されている<sup>132</sup>。このように権利・自由の内容自体が両憲法でことなっているわけではない。両憲法の「権利章典」の違いは、以下の点にある。すなわち、

---

ベシ但シ當事者ガ適法ニ有罪ト判決セラレタル犯罪ニ對スル刑罰トシテノ場合ハ此ノ限り在ラズ

- (十四) 人身保護令ノ特權ハ停止セラルルコトナカルベシ但シ公安上右停止ヲ必要トスル侵害、暴動又ハ反亂ノ場合此ノ限り在ラズ右ノ場合ノ何レニ於テモ其ノ期間中ニ於テ右停止ノ必要存スル場合ニハ右特權ハ之ヲ停止スルコトヲ得
- (十五) 何人ト雖モ正當ナル法律上ノ手續ヲ經ズシテハ刑事上ノ犯罪ニ付責任アリト判決セラルルコトナカルベシ
- (十六) 有罪ノ證據歴然タル死罪ノ被告人ヲ除クノ外何人ト雖モ有罪ノ判決前ニ於テハ充分ノ保證金ヲ以テ保釋ヲ受クルコトヲ得過分ノ保釋金ハ要求セラルルコトナカルベシ
- (十七) 一切ノ刑事訴追ニ於テハ被告人ハ反對事實ガ證明セラレル迄ハ無罪ナリト推定セラレルベク又自ら及辨護人ヲ用ヒテ審理ヲ受ケ、自己ニ對スル訴追ノ性質及訴追理由ノ通知ヲ受ケ、迅速且公開ノ公判ヲ受ケ、證人ト對面シ并ニ自己ノ爲ニスル證人ノ出廷ヲ確保スル爲ノ強制的召喚命令ノ發出ヲ受クルノ權利ヲ享有スベシ
- (十八) 何人ト雖モ自己ニ不利益ナル證人タルコトヲ強要セラルルコトナカルベシ
- (十九) 過分ノ罰金ハ課セラルルコトナカルベク又殘酷ニシテ異常ナル刑罰ハ課セラルルコトナカルベシ
- (二十) 何人ト雖モ同一ノ犯罪ニ付再び處罰セラルルコトナカルベシ一ノ行爲ガ法律及命令ニ依リ罰セラレタルトキハ其ノ何レカノ一方ニ基ク有罪判決又ハ免訴ハ同一行爲ニ付テノ他ノ訴追ヲ不能ナラシムベシ
- (二十一) 何人ト雖モ貧窮ヲ理由トシテ裁判所ニ於ケル自由ノ訴追ヲ拒マルルコトナカルベシ」。

- (ア) 義務を銘記し、「義務優先の思想を盛った点」が注目される。
- (イ) 規定の簡略化を図って、「極端な人権尊重,自由主義の思想」を修正した。
- (ウ) 刑事被告人に保障されている(旧憲法3条1節15項ないし20項)を削除した。これらの規定は、「米国人権過重の思想」に由来し、憲法よりも刑事訴訟法に委ねるべき規定である。
- (エ) 「通信信書の秘密」,「結社団結の権利」,「信仰表白礼拝の自由及言論出版の自由」,「請願の権利」等については、「法律の制限範囲内に於てこれらの権利自由を享有し得べきもの」と定めた。
- (オ) 貴族制度の禁止と外国からの栄典授与の制限規定を削除した。これらの禁止・制限は、「民主々義国米国のみに存する」規定であるからである。

1943年憲法の規定全般にいえることだが、この憲法の規定の仕方は、「刑事手続き」に関する規定が一部削除され、条文の文言も1935年憲法よりも確かに簡潔になっている。さらに、「市民の義務」(7条1節)を設けつつ、1935年憲法の適正手続き・刑事手続きに関する規定を引き継いでいるが、11節に「法律の制限」が認められる権利・自由として、不当な捜査・押収から保護される権利(1項),「通信・郵便の秘密」(2項),「結社の自由」(3項),「信仰と宗教団体の自由」(4項),「居住・移転の自由」(5項),「言論出版の自由・集会の自由」(6項)を列記している<sup>133</sup>。

1943年憲法は、日本の現地軍とラウル等準備委員会との妥協の産物ではあるが、基本的に1935年憲法の内容を踏襲している。したがって、見かけの上では、1935年憲法の複製であるが、実際には、執行権優位であって三権の抑制均衡関係は損なわれているといえる<sup>134</sup>。政党と市民団体は、解散させられ、1942年12月には、すでに単一の組織を通じて翼賛組織、カリバピ(Kalibapi=新フィリピン奉公会)が設けられていたから、憲法は、これを実質的に追認し

132 1935年憲法の規定(3条23節1項)は、以下のとおりである。

「(三) 公金又ハ公ノ財産ハ宗派、教會、分派、宗派ノ施設又ハ宗教的組織ノ使用、利益又ハ維持ノ爲或ハ僧侶、傳道師、牧師又ハ他ノ宗教的教師若ハ高位僧トシテノ教師若ハ高位僧ノ使用、利益又ハ維持ノ爲ニ直接ニモ間接ニモ振當テラレ、流用セラレ又ハ使用セラルコトナカルベシ但シ右ノ僧侶、傳道師、牧師又ハ高位僧ガ軍隊又ハ刑事施設、孤兒院若ハ癲病保養院ニ配置セシメラレ居ル場合ハ此ノ限りニ在ラズ」。前掲・「『フィリピン』聯邦憲法(1940年)」,17頁。1943年憲法の公金支出の禁止規定も、ほぼ1935年憲法のものと同じであるが、より簡潔な表現をしている。

ているともいえる<sup>135</sup>。

ただし、アジア的特質については、公用語をタガログ語と定めることが不可欠であった<sup>136</sup>。1943年憲法9条2節は、タガログ語の普及を規定し、共通語のとしての役割を持たせようとしている<sup>137</sup>。日本軍の占領政策に端を発するタガログ語復興運動は、地主制を基盤とするアメリカの植民地支配によって疲弊していた農村共同体に、フィリピンの作家たちの目を向けさせた。母語と結びつ

133 奇妙なことに、このような人権の規定の仕方は、戦後、憲法問題調査委員会の第三回総会で配布された美濃部達吉博士の資料にも見られる。美濃部博士は、憲法改正に関する資料「第四 臣民ノ権利義務」について、次の三つの原則を示している。すなわち、「一、臣民ノ義務ニ関シテハ兵役、納税ノ如キ個々ノ義務ヲ列記スルコトヲ改メ、包括的ニ『臣民ハ此ノ憲法及法律ニ服従スル義務ヲ負フ』トイウガ如キ趣旨ノ規定ヲ設クルヲ可トスベキカ」、「二、臣民ノ権利ニ関シテモ包括的ニ『臣民ハ法律ニ依ルニ非サレハ其ノ自由及権利ヲ侵サルルコトナシ』トイフ趣旨ノ一箇条ヲ設クルコト」、「三、法律ヲ以テモ侵スコトヲ得ザル自由及権利ニ付テハ別ニ其ノ規定ヲ設クルコト」を提案している。入江俊朗『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題—入江俊朗論集』(第一法規, 1976年) 117頁。

134 STEINBERG, *op. cit.*, p. 81.

135 ベニグノ・アキノ (Benigno Aquino) が総裁になったが、後に、カミーロ・オシアス (Camilo Osias) と交代した。POMEROY, William J., *The Philippines: Colonialism, Collaboration, and Resistance !*, International Publishers, New York, 1992, pp. 117-8.

136 ただし、フィリピン諸島には、タガログ語以外にも、多くの言語が存在し、タガログ語がフィリピンの国語であると必ずしもいない状況にあった。

137 1943年11月16日、カリバピ総裁代理のカミーロ・オシアス (Camilo Osias) は、カリバピの指導者たちに演説し、タガログ語・国語政策について、次のように述べている。まず、1935年憲法8条3節「国民議会は、現存する現地の原語の一つに基づいて共通の国語を發展させ、それを採用することに向けて措置をとらなくてはならない。法律が別途定めるまでは、英語とスペイン語とを引き続き公用語としなければならない」という規定に言及した上で、フィリピン共和国憲法は、「タガログ語を国語として發展させ、普及するための措置をとらなければならない (Steps shall be taken for the development and propagation of Tagalog as the national language.)」と定め、共通語の問題を永久に解決したと論じている。ただし、1943年フィリピン共和国憲法9条2節は、「政府は、タガログ語を国語として發展させ、普及するための措置をとらなければならない (The government shall take steps toward the development and propagation of Tagalog as the national language.)」と規定し、オシアスが引用する文言とやや異なる。Official Gazette, Vol. I, No. 2, November, 1943, p. 157. JACAR, Ref. B02031589300

いた農村共同体の価値を再発見する機会を提供したのである<sup>138</sup>。

しかしながら、日本軍のフィリピン占領政策は、失敗に終わった。東条内閣に乞われて「比島派遣軍最高顧問」に就き、フィリピン独立後は、特命全権大使となった村田省蔵は、自らの体験に基づき1945年4月「対比施策批判」を著し、その中でラウレル大統領の言葉を引用し、日本は、フィリピン人の心理を把握するのに失敗したと批判している<sup>139</sup>。

### 3 フィリピンにおける忠誠と叛逆

アメリカ軍がフィリピンを占領すると、対日協力者の処分問題がもちあがった。マッカーサーからこの問題の処理を委ねられたソープは、「5,000名以上に及ぶフィリピン人を摘発し、上流階級の最良と思われる家族たちも逮捕、投獄した」<sup>140</sup>。さらに、マッカーサーの回顧録によれば、内務長官のハロルド・イッキーズ (Harold L. Ickes) は、対日協力者すべてを銃殺刑か絞首刑にするつもりであったという<sup>141</sup>。この時点では、フィリピンは、合衆国の「未編入領土」であったから、対日協力者の罪は、合衆国に対する叛逆であったはずである。しかし、マッカーサーは、この問題をフィリピン人の裁量に委ねた。そこで、戦争が終わると、フィリピン政府は、日本軍に協力したフィリピン人をどのように取り扱うべきかという問題に直面した。しかし、対日協力者の叛逆罪

138 津野海太郎『物語・日本人の占領』（平凡社、1999年）221頁。

139 ラウレル大統領は、次のように日本の軍政を批判した。「比島民衆は此三年間多数の日本人と始めて接触し、残忍なる民族なりとの観念を懐くに至れり。日本が掲ぐる被圧迫民族解放の理想は、我等の共鳴措かざる所なるも、軍の行ふところは民衆の生活を顧みず、却て之を不安ならしめ、其結果軍に対する不平不満の聲は漸を追ふて全国に瀰満す。殊に憲兵及守備隊の苛察横暴に対する反感は、政府要路の者に至る迄浸潤し、今や到底救ふ可らざるなり」と。福島慎太郎編『村田省蔵遺稿比島日記』（原書房、1969年）699頁。

村田省蔵は、そもそもフィリピンの独立についても、「比島の政治家亦米国の独立に対する意思不明の間は大声独立を叫びしも、一度独立決せらるゝや、反転独立再検討を提唱し或は政治的独立叱呼せしは投票獲得の手段に過ぎず」と批判的であった（同前、700頁）。

140 増田 弘『マッカーサー』（中公新書、2009年）291頁。

141 ダグラス・マッカーサー／津島一夫訳『マッカーサー大戦回顧録 [下]』（中公文庫、2003年）67頁。

による訴追は行われたものの無罪とされた者も多く<sup>142</sup>、日本軍に協力したマヌエル・ロハスが1946年4月アメリカ支配下の最後の大統領に選ばれ、政治犯に恩赦を与えると宣言し、対日協力者の責任追及は、うやむやのうちに終わった。「同じ時代に、伝統的社会構造とこの社会に定着したエリート層を排斥しようとしていた中国社会とちがって、フィリピン社会は、戦時の適切な行動というエリート層の概念のほうに本能的にすり寄って、保守的で現状維持的な性格を示したのである」<sup>143</sup>。スペインの支配者とアメリカの支配者との寡頭制支配層の協力と、日本の支配者との協力との違いは、スペインとアメリカの支配下で、フィリピン国民が誕生しつつあったのに対して、日本占領下では、フィリピン人の国民意識がすでに存在していたことにある。日本軍に対するゲリラ戦を遂行したフィリピン人たちも、一面では対米協力者であった。フィリピン人の忠誠は、最初スペインに、次いでアメリカに向かうよう強いられていたが、本当に向けるべきあるのは、無論日本でもなく、フィリピン国民自身であることに気づいていた。対日協力者の行為が不適切であっても、フィリピン国民のアイデンティティを護るためであったのであれば、その適否は、「より行為の権力 (a Higher Power)」に委ねようというのである<sup>144</sup>。

そもそも、植民地の独立は、宗主国に対する反逆という側面をまぬがれない。アメリカ「独立宣言」は、少なくとも起草者ジェファソンにとっては、アメリカの分離・革命・統合を訴える文書であった。ジェファソンの理解では、北アメリカのイギリス植民地は、設立時からイギリス本国とは別の政治社会であったが、植民地人の自発的意思によってイギリス国王を植民地の君主として認め、イギリスと同君連合を形成した。「独立」とは、このイギリスの同君連合の解消を意味する。この解消は、同時に忠誠義務の解消であり、君主制から共和制への転換を意味する。ただし、この分離・革命を達成するためには、各植民地が「一致して」統合して、行動する必要があった<sup>145</sup>。

142 独立前までは、フィリピンの裁判所は、合衆国の司法制度に組み込まれていたの  
で、連邦最高裁判所の判例を援用し、18世紀に遡る合衆国憲法の反逆罪の成立要件  
(2人の証人と明白な行為)を厳格に解釈することで、反逆罪の成立を巧妙に回避  
した。STEINBERG, *op. cit.*, pp. 154-5.

143 *Ibid.*, p. 175.

144 *Ibid.*, p. 176.

145 齋藤 眞『アメリカ革命研究』(東京大学出版会, 1992年) 142~3頁。

本稿は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究(c)—研究課題「ラテン・アメリカにおける民主化と人権救済制度の研究」—課題番号20530025）による成果である。